

漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

総括検討会報告書(案)

第 章 今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

モデル地域における現状・課題と今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性（まとめ）

	現状・課題 (主に回収・処理・枠組み)	海岸清掃のあり方の 方向性	発生抑制対策のあり方の 方向性
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・「飛島クリーンアップ作戦」₁「クリーンアップ・ザ・庄内」のような地域住民・行政連携の事業がなされている。 ・一般廃棄物は酒田市、処理困難物は山形県が処理・負担している。 ・「美しいやまがたの海プラットフォーム」が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しいやまがたの海プラットフォーム」において議論をし、関係者の役割分担や連携について整理する。 ・「飛島クリーンアップ作戦」₁「クリーンアップ・ザ・庄内」を継続して実施することが望まれる。 ・補助制度等を活用し、国・県の事業として清掃事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「美しいやまがたの海プラットフォーム」を軸として、内陸方面との情報交流・普及啓発、漁業関係者への普及啓発を推進する。 ・行政機関同士の連携や内陸方面の市町村との問題意識を共有する。
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーン・ビーチいしかわ」では、地域住民等が清掃に参加し、運営費は県、市町村、地元企業が費用分担し、広報やゴミ袋の支給等を行っている。 ・「クリーン・ビーチいしかわ」では、集めたゴミは市町村が処理している。一部の処理困難物の回収・処理がなされていない。 ・現在のところ協議会等の枠組みはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時は「クリーン・ビーチいしかわ」を軸に清掃活動を実施する。 ・豪雨時には重機(レーキドレーザ等)を用いた清掃活動を実施する。 ・災害時は国の補助金を活用して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーン・ビーチいしかわ」の活動を上流の市町村へも展開する等、普及啓発を行う。 ・羽咋川流域でのヨシ対策を検討する必要がある。
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・漁協が継続的に清掃活動を行っている。 ・一般廃棄物及び処理困難物ともに坂井市が処理・負担している。 ・現在のところ協議会等の枠組みはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関と連携した自治会・漁協による清掃活動の継続が期待できる。 ・福井県の「海面環境保全事業」により、漁連・漁業協同組合による清掃活動を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域の各所で行われている清掃活動を流域全体に広げるための方策やゴミの発生を減らすための取組・啓発活動を推進する。 ・廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組を進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催する。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・ノリ養殖業者が清掃活動を行っている。 ・一般廃棄物及び処理困難物ともに鳥羽市が処理・負担している。 ・三重県「流木・ごみ等対策推進会議」が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「流木・ゴミ対策推進会議」において議論し、今後の対応について整理する。 ・災害時は国の補助金を活用して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3県1市による「伊勢湾再生推進会議」の枠組みを活用し、広域的な発生抑制を進める。 ・河川清掃団体、海岸清掃団体の情報共有を進める。

	現状・課題 (主に回収・処理・枠組み)	海岸清掃のあり方の 方向性	発生抑制対策のあり方の 方向性
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・地元 NPO や漁協が清掃活動を行っているが、財政上、運営が厳しい。 ・一般廃棄物及び処理困難物ともに対馬市が処理・負担している。島外処理のコストが大きい。 ・長崎県「対策協議会」が設置され、「行動計画」が策定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「対策協議会」において関係者の役割分担や連携について議論し、協同して海岸清掃を実施する。 ・地元 NPO 等を支援する方針で検討し、協働を進める。 ・可能な限り島内処分を目指す。 ・補助制度等を活用し、国・県の事業として清掃事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内での適切なゴミ処理や減量に向けた啓発、環境保全意識の向上を図る。 ・対馬市が行っている「日韓学生つしま会議」等を通して近隣諸国との協働を進める。 ・近隣諸国への呼びかけや漂着防止に向けた協力を進める。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び地元 NPO 主催の清掃活動が継続的に行われている。市町によるゴミ袋の支給等が行われている。 ・一般廃棄物及び処理困難物ともに市町が処理・負担している。 ・熊本県「漂着ゴミ対策連絡会議」が設置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び地元 NPO 主催の清掃活動を継続して実施する。 ・「漂着ゴミ対策連絡会議」において議論し、今後の対応について整理する。 ・「みんなの川と海づくり県民運動」による県下一斉清掃活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「熊本県海と渚環境美化推進委員会」による環境美化活動等を支援するための啓発、募金活動等を実施する。 ・「ごみゼロ推進県民大会」等の啓発活動を行う。
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣島、西表島ともに、地域住民や民間団体等が清掃活動を行っている。 ・石垣島では、一般廃棄物及び処理困難物ともに石垣市が処理・負担している。西表島では、海岸清掃の実施者が処理・負担している。西表島の場合は島外処理のコストが大きい。 ・現在のところ協議会等の枠組みはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と民間団体等が連携した漂着ゴミの状況・情報の整理と共有化を進める。 ・国や県の補助制度、民間資金等の活用による清掃体制の確立を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や観光客を対象としたポイ捨て禁止、不法投棄対策等の発生抑制・啓発活動を推進する。 ・近隣諸国への呼びかけや漂着防止に向けた協力を進める。

目 次

第 章 モデル地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方

1. 山形県	1
1.1 山形県酒田市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	1
1.1.1 国の取組	1
1.1.2 状況の把握	1
1.1.3 国際的な対応も含めた発生源対策	1
1.1.4 被害が著しい地域への対策	2
1.2 山形県の取組	4
1.3 酒田市の取組	4
1.4 山形県酒田市地域における海岸清掃活動に関する現状と課題	5
1.4.1 飛島西海岸	5
1.4.2 赤川河口部	7
1.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	8
1.6 山形県酒田市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	8
1.6.1 相互協力が可能な体制作りについて	8
1.7 海岸清掃の体制	12
1.7.1 飛島西海岸	12
1.7.2 赤川河口部	15
1.8 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策	17
1.8.1 飛島西海岸	17
1.8.2 赤川河口部	17
1.9 地域からの要望	18
1.9.1 国による法制度の整備	18
1.9.2 強力な実効性のある財政的支援	18
1.9.3 補助金制度について	18
2. 石川県	19
2.1 国における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状	19
2.1.1 状況の把握	19
2.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策	19
2.1.3 被害が著しい地域への対策	20
2.2 石川県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の状況	22
2.2.1 県における漂着ゴミ処理対策	22
2.2.2 ボランティア、団体等との連携	22
2.2.3 調査、啓発等の実施	22
2.3 海岸清掃の体制	23
2.3.1 住民による定期的な清掃活動の状況	23
2.3.2 当該地域での「クリーン・ビーチいしかわ」の清掃活動の現状	23
2.4 清掃活動の現状と課題	24
2.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	24
2.6 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	25
2.7 相互協力が可能な体制作りについて	25

2.7.1 関係機関・団体等の役割分担	25
2.8 海岸清掃の体制のあり方の方向性	28
2.9 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	29
3. 福井県	33
3.1 国の取組	33
3.1.1 状況の把握	33
3.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策	33
3.1.3 被害が著しい地域への対策	33
3.2 福井県の取組	34
3.2.1 県民への情報提供	34
3.2.2 クリーンアップふくい大作戦	35
3.2.3 漁港区域内海岸の清掃	37
3.2.4 市町への支援	39
3.3 坂井市の取組	40
3.4 坂井市における海岸清掃活動に関する現状と課題	40
3.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	43
3.5.1 国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）	43
3.5.2 福井県の取組	44
3.5.3 坂井市の取組	44
3.5.4 国土交通省中部地方整備局の取組	48
3.5.5 九頭竜川流域での河川清掃活動の現状	48
3.6 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	49
3.6.1 相互協力が可能な体制作りについて	49
3.7 海岸清掃の体制のあり方の方向性	52
3.8 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	55
4. 三重県	57
4.1 奈佐の浜における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	57
4.1.1 国の取組	57
4.1.2 状況の把握	57
4.1.3 国際的な対応も含めた発生源対策	57
4.1.4 被害が著しい地域への対策	57
4.2 三重県の取組	58
4.3 鳥羽市の取組	67
4.4 その他の取組	67
4.4.1 国土交通省・三重河川国道事務所の取組について	67
4.4.2 中部地方整備局港湾空港部の取組について	67
4.5 海岸清掃の体制の現状と課題	70
4.6 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策	73
4.6.1 国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）	73
4.6.2 三重県の発生抑制対策	74
4.6.3 鳥羽市の発生抑制対策	74
4.7 奈佐の浜における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	75
4.7.1 相互協力が可能な体制作りについて	75

4.8	海岸清掃の体制のあり方の方向性	78
4.9	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	79
5	長崎県	80
5.1	長崎県対馬における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	80
5.1.1	対馬市における海岸清掃活動に関する現状と課題	80
5.2	国・長崎県・対馬市等の取組	82
5.2.1	国の取組	82
5.2.2	長崎県の取組	83
5.2.3	対馬市における取組	86
5.3	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策に関する取組の現状と課題	90
5.3.1	国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）	90
5.3.2	県の取組	91
5.3.3	対馬市の取組	91
5.4	長崎県対馬市における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	94
5.4.1	相互協力が可能な体制作り	94
5.4.2	関係省庁会議とりまとめにおける体制づくりについて	94
5.4.3	対馬における相互協力の体制づくりの方向性について	95
5.5	海岸清掃体制のあり方の方向性	101
5.5.1	具体的課題への対応案	101
5.5.2	望ましい海岸清掃体制（案）	106
5.6	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	110
5.6.1	国外発生源に関する取組	110
5.6.2	県内・島内発生源に関する取組	110
5.6.3	海岸清掃活動の啓発に関する取組	110
6	熊本県	112
6.1	熊本県の海岸の特性	112
6.2	漂流・漂着ゴミの何が問題となっているか	112
6.2.1	熊本県の漂流ゴミの影響	112
6.2.2	熊本県の海岸ゴミの状況	112
6.2.3	天草地域の市町における海岸ゴミの問題	113
6.3	天草地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	114
6.3.1	国の取組	114
6.3.2	熊本県の取組	117
6.3.3	天草地域の各市町の取組	117
6.3.4	海岸清掃活動に関する現状と課題	118
6.4	熊本県天草地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	123
6.4.1	漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の方向性	123
6.5	相互協力が可能な体制作りについて	124
6.5.1	熊本県の今後の取り組み	125
6.5.2	海岸清掃の体制のあり方の方向性	127
6.5.3	ボランティアによる海岸清掃の実施形態	129
6.6	地域から国への要望	141
6.6.1	恒常的な漂流・漂着ゴミの処理（回収・運搬・処分）に係る財政支援措置の創設	

.....	141
7. 沖縄県	143
7.1 石垣島・西表島地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題	143
7.1.1 国の取組	143
7.1.2 状況の把握	143
7.1.3 国際的な対応も含めた発生源対策	143
7.1.4 被害が著しい地域への対策	144
7.2 沖縄県の取組	146
7.3 石垣市の取組	147
7.4 竹富町の取組	148
7.4.1 民間企業との協力	148
7.4.2 国立公園の保全	148
7.4.3 地域の取組支援	148
7.5 地域の取組	149
7.5.1 八重山環境ネットワーク	149
7.5.2 石垣島	150
7.5.3 西表島	150
7.6 海岸清掃の体制の現状と課題	151
7.6.1 石垣島地域	151
7.6.2 西表島地域	153
7.7 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題	153
7.7.1 石垣島地域	153
7.7.2 西表島地域	153
7.8 海岸ごとのゴミの状況と清掃実態等について	154
7.9 石垣島・西表島地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性	156
7.9.1 相互協力が可能な体制作りについて	156
7.9.2 海岸清掃の体制のあり方の方向性	160
7.9.3 現時点における調整事項の整理	163
7.10 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性	164
7.10.1 八重山起源のゴミ	164
7.10.2 海外からのゴミ	164
7.11 その他	164
7.11.1 海岸植生帯の漂着ゴミについて	164
7.11.2 西表島の海岸植生帯（国有林）について	165
8. 漂流・漂着ゴミ国内削減方策に関する今後の提言について(案)	167

1. 山形県

1.1 山形県酒田市地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

1.1.2 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

1.1.3 国際的な対応も含めた発生源対策

(1) 国内での発生抑制の取組(漂流ゴミの回収対策を含む)

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な

取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進めており、環境省は本モデル調査の成果等についてNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

1.1.4 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト(漂流・漂着ゴミに関する活動等)に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることがで

きる。

(2) 調査

環境省は、平成 19 年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

(3) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.2 山形県の取組

飛鳥西海岸、赤川河口部における取組は以下の2事例がある。

平成15、16年度に「河川海岸等環境保全事業（緊急雇用対策）」を実施。砂浜区域のゴミ回収運搬（一部処分）を行っている。

海岸清掃団体に対する支援として「山形県ふるさとの川アダプト事業」を平成17年度から実施。平成20年現在、11団体を認定している。認定11団体には助成金を補助し、延長11kmにおいて清掃活動を行っていただいている（一部同一地区、港湾区域あり）。

なお、庄内海岸においては赤川河口部以外で以下の3事例がある。

例年、海水浴場オープン前（主に湯野浜）の海岸清掃時における処理困難物の回収処分。

冬季風浪による異常漂着物があった場合の回収処分を実施した。（平成18年度末）

遊佐町吹浦海岸（鳥崎地区）における海岸漂着ゴミの実態調査を実施。延長250m区間で140m³、27tのゴミの回収処分を実施した。

1.3 酒田市の取組

ボランティア回収に対する回収支援

環境やごみ問題に関心を寄せる市民が多くなり、ボランティア団体、自治会、企業等の清掃活動が活発になっている。酒田市ではボランティア清掃活動のごみについては無料で回収し、ボランティア活動を支援している。平成19年度は、全体で111件 60,210kgのごみを回収しており、海岸、港湾、河口部については26団体で延べ43回の回収活動が行われ、30,700kgの回収実績があり、海ごみに対する市民の関心度は高い。

酒田市（主催）の海岸や河口部での清掃活動としては、次のようなものがある。

）庄内浜クリーンアップ作戦

酒田市では、海水浴場オープン前に宮海、宮野浦、十里塚、浜中の各海水浴場において地元各自治会、小学校の協力を得て清掃活動を実施している。また、人力で回収困難な流木や処理困難物はビーチクリーナー等重機を使用して回収・処理している。

平成20年6月27日	十里塚海水浴場	参加者236人	回収量440kg
6月28日	宮野浦海水浴場	参加者600人	回収量620kg
7月3日	浜中海水浴場	参加者200人	回収量300kg
7月11日	宮海海水浴場	参加者200人	回収量190kg
流木・処理困難物回収量		33,640kg	

）きれいな川で住みよいふるさと運動

市内各自治会、衛生組織、ボランティア団体の協力により、河川や海岸愛護意識を高め、美しい水辺環境を守るため、直接海に流れ込む河川の清掃や美化活動に取り組んでいる。

一斉清掃日	第1回目	平成20年7月6日	参加人数	3,000名
	場所	新田川、幸福川、豊川、小牧川、京田川		
	第2回目	平成20年9月14日	参加人数	200名
	場所	新田川、幸福川、豊川		
	活動主体	自治会連合会、衛生組織連合会、酒田市		

回収量 970 kg

1.4 山形県酒田市地域における海岸清掃活動に関する現状と課題

1.4.1 飛島西海岸

飛島西海岸(山形県酒田市)における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.4-1 に示す。飛島西海岸では、平成 12 年に山形県と酒田市が中心となり、また翌平成 13 年からは飛島クリーンアップ作戦実行委員会(NPO 法人庄内海浜美化ボランティア、NPO 法人パートナーシップオフィス、NPO 法人美しい庄内、(社)山形県産業廃棄物協会、東北公益文科大学、飛島コミュニティ振興会、海上保安庁酒田海上保安部、山形県庄内総合支庁、酒田市)が「飛島クリーンアップ作戦」を実施しており、平成 19 年にはボランティアとして約 350 名の参加者があった。また、この「飛島クリーンアップ作戦」には、東北公益文科大学が積極的に参加し、毎回、重要な役割を担っている。

回収されたゴミは、酒田市が引き取り、台船により酒田市本土まで運搬し、処理施設(酒田地区クリーン組合(庄内広域行政組合))で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木(直径 10cm 以上あるいは長さ 1m 以上)等の処理困難物は、回収をしていない。

また、「飛島クリーンアップ作戦」の実施にあたっては実行委員会が民間等の支援団体から必要な経費を確保しており、この経費確保が「飛島クリーンアップ作戦」継続の必要要件となっている。

表 1.4-1 飛島西海岸における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「飛島クリーンアップ作戦」により清掃活動が行われている。 ・清掃範囲は、飛島西海岸のうち田下海岸部分の約 250mとなっている。 (H20 は荒崎海岸部分約 200m) ・参加費は 2,000 円/人 (H19)。さらに助成団体からの支援や助成金等の活用により運営費用を捻出している。 ・参加者の保険は飛島クリーンアップ作戦実行委員会が負担している。 ・重機が入れないため、人力による回収を行っている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・活動支援金の確保が不可欠である。 ・人力による回収のため、大型のゴミ(処理困難物)が回収できず未回収である。また、清掃範囲は飛島西海岸の一部にとどまっている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸からは、人力によるパケツリレー方式で主要道路まで持ち上げるか、フレコンに入れたまま小型船舶により法木港まで運搬する。その後、勝浦港まで陸上輸送し、酒田市の台船により酒田市本土まで運搬する。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小型船舶を利用する場合は、飛島の船主の船舶使用料、陸上輸送費用の負担が発生する可能性がある。 ・本土への運搬は、酒田市の負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合(庄内広域行政組合)で処分されている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処分費用は、酒田市の負担となっている。
運 営	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・活動にあたってはNPOが資金を確保しながら実施している。しかし、助成は実績に基づいた手続きであることから資金確保の面で不安定要素が多い。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した資金確保がクリーンアップ継続の必要条件である。

1.4.2 赤川河口部

赤川河口部(山形県酒田市)における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表1.4-2に示す。

赤川河口部を含めた庄内海岸(遊佐町、酒田市、鶴岡市)では、平成13年から「最上川河口クリーンアップ作戦」等が実施されていた。その後、範囲を拡大し、平成17年からは庄内海岸を一斉にクリーンアップする「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」として実施されており、平成19年はボランティアとして約800名(西浜海水浴場(遊佐町)、酒田市宮海国有林(酒田市)、最上川河口右岸部(酒田市)、由良海水浴場(鶴岡市)、マリパークねずがせき(鶴岡市)、赤川河口部(酒田市))の参加者があった。

赤川河口部のボランティア清掃活動で回収されたゴミは酒田市が引き取り、処理施設(酒田地区クリーン組合)で処分している。一方、冷蔵庫、タイヤ、流木(直径10cm以上あるいは長さ1m以上)等の処理困難物は、原則として回収をしていないが、やむを得ず回収した処理困難物の処理費用や手袋等の消耗品の経費については山形県庄内総合支庁が負担していた。

表1.4-2 赤川河口部における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」の一環として清掃活動が行われており、プロジェクト委員会のメンバーである地元企業の人的な協力のもと実施している。なお、当該会場においては一般参加者の募集は行っていない。 ・清掃範囲は、赤川河口右岸部約500mである。 ・重機は使用せず人力による回収を行っている。 ・参加者の保険はプロジェクト委員会メンバーの企業が負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物は未回収である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、酒田市が収集している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・収集及び運搬費用は酒田市が負担している。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・回収されたゴミは、一般廃棄物として酒田市の酒田地区クリーン組合で処分されている。 ・回収した処理困難物は産業廃棄物として山形県庄内総合支庁が処理費用を負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処分費用は、酒田市が負担している。
運 営	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋などの消耗品は、山形県庄内総合支庁が負担していた。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・当該会場のクリーンアップの実施にあたっては地元企業の継続的な協力が必要である。

1.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

地域の環境美化活動として、住民、ボランティアが海岸清掃等を活発に実施している。県ではアダプト団体を募集し活動の支援や普及啓発を実施している。

また、酒田市では、不法投棄に対する監視・回収体制として、各地区に28名の不法投棄監視員を委嘱して、河川や海岸を含めて定期的に市内を巡回し、不法投棄物の発見と早期回収に努めている。平成19年度の市内全体の不法投棄物の回収実績は、82件、6,274kgとなっている。

1.6 山形県酒田市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

1.6.1 相互協力が可能な体制作りについて

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱

しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域毎に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討しまとめていくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等をプラットフォームなどで積極的に活用していくことが期待される。

図 3.6-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

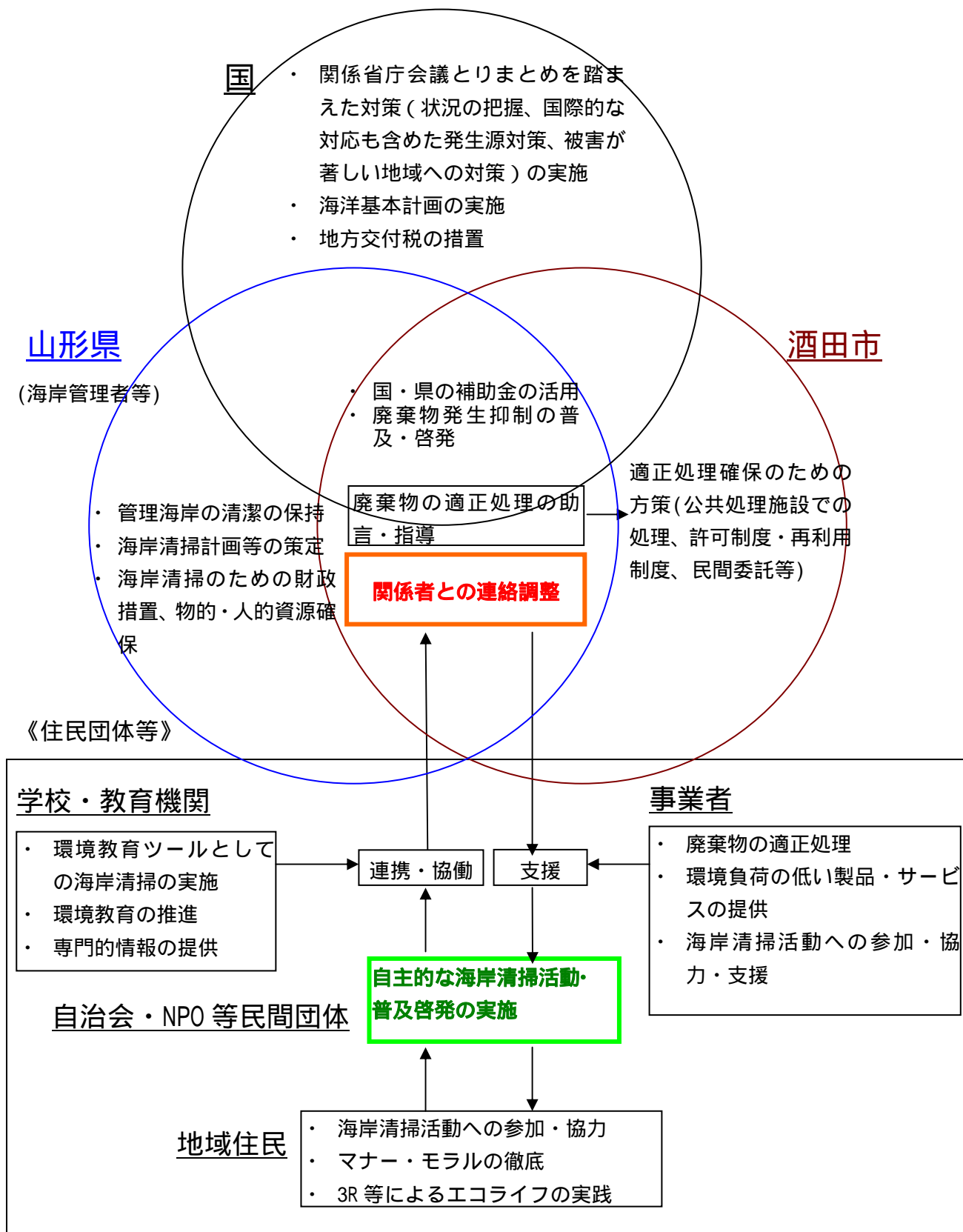


図 1.6-1 関係機関・団体の役割分担(案)

一方、山形県では平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとした。

このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、国、県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニューズレターの発行など漂着ごみに関する連携を強めていくこととしているが、その具体的な取組みは始まったばかりであり、今後、地域の実情や関係者の意向などを把握しながら活動していくことが期待される。(図 1.6-2)。

美しいやまがたの海プラットフォームの組織 (イメージ図)

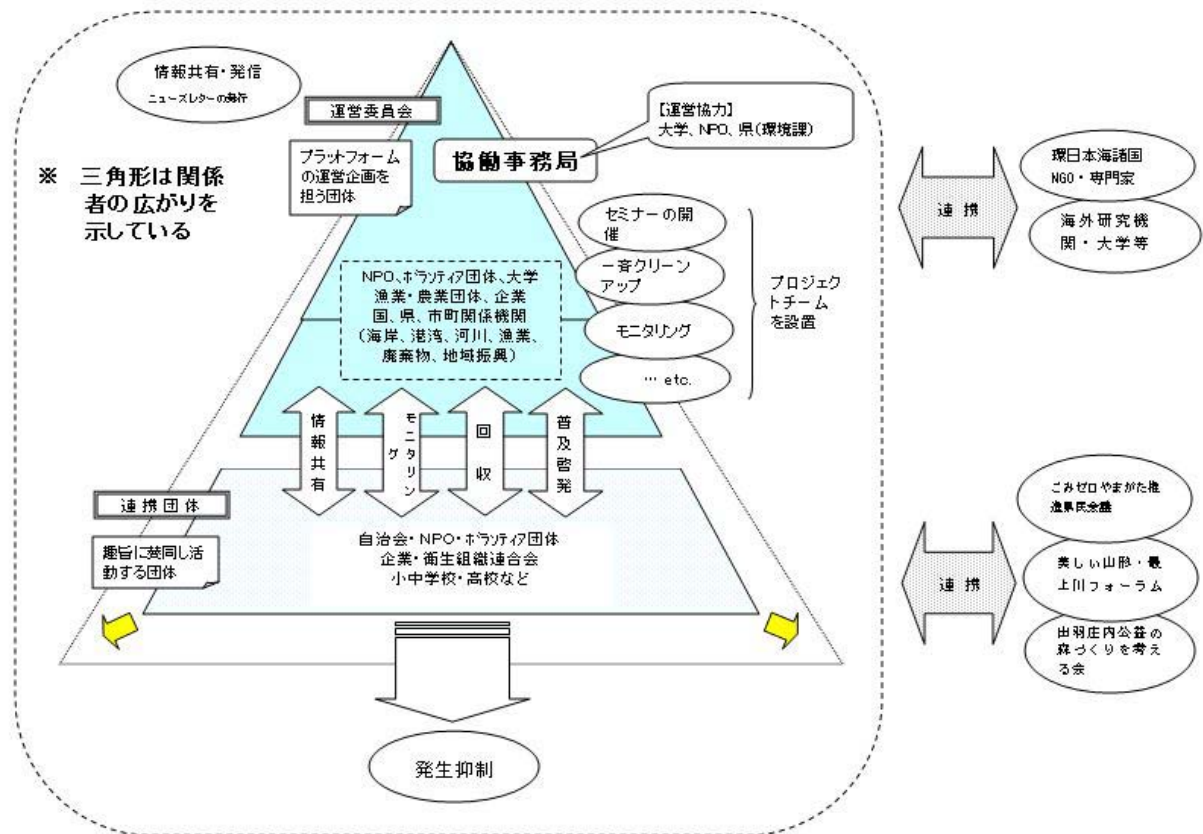


図 1.6-2 美しいやまがたの海プラットフォームの組織(イメージ図)

1.7 海岸清掃の体制

日本国内はもとより山形県内では、漂流・漂着ゴミの問題に頭を悩ませており、山形県としても、被害甚大な地域と認識している。その一部では地域住民による清掃活動も行われてはいるが、ボランティアによる活動だけでは資金的、人的に限界があり、継続的に実施することが困難な状況となりつつある。国、山形県は事業の一環として清掃活動を行い、ボランティア清掃は自主的な活動を通じた意義や役割を担うことが相当と考えられる。

一方、「飛島クリーンアップ作戦」、「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」などの地域の住民が参加する清掃活動は、漂流・漂着ゴミ問題を考えていく上での一つの象徴的な活動であり、そうした草の根活動に意義が存在していると考えられる。このような活動の一つ一つの積み重ねが、問題解決に向けた糸口となっていくと考えられ、ひいては広く美化意識の向上、海岸美化の啓発など発生抑制にもつながっていくと考えられる。

そのためには、清掃活動に関する手法等の情報共有の場として既に設立されている「美しいやまがたの海プラットフォーム」での議論をもとにしながら、国、山形県とボランティア活動との関わりや連携をどのように整理していくかが課題となる。

1.7.1 飛島西海岸

飛島は、離島振興法（法律第 72 号）に指定されている山形県唯一の離島である。平成 20 年 9 月末現在で島の住民は 273 名、平均年齢は 68.6 歳である。

当調査のモデル地域である西海岸は、以前から漂着ゴミ問題に悩まされているものの、島民の高齢化の理由などからクリーンアップもままならない状況であったが、平成 13 年より酒田市本土の住民と島民が協力してボランティアによる「飛島クリーンアップ作戦」が実施されるようになった。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度を設立しており、その中に「災害等廃棄物処理事業補助金（環境省）」がある。その概要を以下に示す。

飛島では、第 2 回（平成 19 年 10 月）から第 4 回（平成 20 年 5 月）の秋～冬～春季の風速がかなりの回数で風速 15m/sec を超えている（図 1.7-1）。そのため、「災害等廃棄物処理事業補助金（環境省）」の交付要件に該当すると考えられる（災害等廃棄物処理事業費補助金の概要 P12 赤枠参照）。飛島における清掃活動には、この補助金を活用し、事業費の半分を確保することが妥当である。よって、国の役割は、この補助金の活用が円滑に行われるよう、申請手続き上の技術的事項について適宜助言を行うとともに、審査を迅速に行い補助金交付を速やかに行うことである。

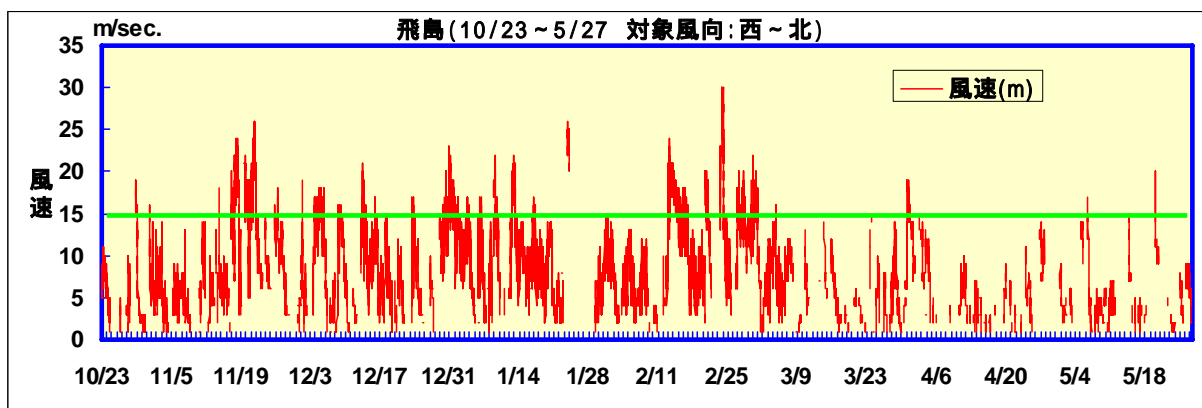


図 1.7-1 風速（西～北のみ）の時系列（第2回～第4回調査）

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物 災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分 (災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る)</p>	 <p>海岸に漂着した廃棄物(漂着ごみ)</p>
	補助先	市町村（一部事務組合含む）
要件	指定市:事業費80万円以上、市町村:事業費40万円以上	
	<p>降雨:最大24時間雨量が8.0mm以上によるもの 暴風:最大風速(10分間の平均風速)15m/sec以上によるもの 高潮:最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</p>	1市町村(一部事務組合)における処理量が150m ³ 以上のもの 海岸保全区域外の海岸への漂着 通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1 / 2	

< 山形県の役割 >

海岸管理者である山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、< 国の役割 > で記述した災害等廃棄物処理事業費補助金は、補助先が酒田市であるため当該市が申請する補助金である。また、飛島西海岸の海岸管理者は、山形県となっている。その結果、同一の海岸で海岸管理者と当補助金の補助先が相違している。そのため、山形県が酒田市と協議の上、申請は酒田市、財的負担は山形県とすることが望ましい。

ただ、飛島西海岸（田下海岸の250m程度）では、平成12年より「飛島クリーンアップ

作戦」が実施されており、ボランティアによる活動が既に行われている。しかしながら、ここで留意しておくべき点は、ボランティア活動による清掃体制がある程度出来上がっているとわれがちであるが、実際には人員確保や運営に関する消耗品等の調達、また NPO などのボランティアの努力と資金的な確保など、運営面での不安定要素を抱えていることである。今後、継続したクリーンアップ活動を実施していくためには、今まで蓄積されてきたノウハウを活かしていけるように課題解決に向けた支援が求められる。

このように、海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することで、そのためには酒田市との協議、NPO への支援を行っていく必要があると考えられる。また、本事業の結果より、飛島西海岸からの漂着ゴミの効率的な搬出は、小型船舶を利用することであるため、山形県が中心となり漁業者の協力を取り付けることも重要な役割である。

補助金を活用した回収のほかにも、地域住民、NPO、企業などが行うボランティア活動に対する協力体制の確立とその仕組みづくり（活動への支援や海岸アダプト・アシストプログラム及びごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動を継続的に実施することが課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミのうち事業系一般廃棄物については、酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全などに係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのために、今後も継続して「飛島クリーンアップ作戦」を実施していくべきであるとする。

地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に对外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全などの意識向上に寄与していくことも期待される。

1.7.2 赤川河口部

< 国の役割 >

本業務結果から、赤川河口部に漂着するゴミの重量は一年間で約 207t と推測されており、共通調査で得られた比重 0.257 から算出すると、赤川河口部に漂着するゴミの容量は一年間で約 805 m³となる。農林水産省、水産庁、国土交通省が設置している「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の補助金の要件は、1,000 m³以上となっているが、調査範囲内だけで年間で約 805 m³の漂着が予測されるため、浜中海水浴所、十里塚海水浴場など周辺の海岸をセットにすることにより、適応が可能と考えられる。

赤川河口部における清掃活動には、この補助金を活用し、事業費の半分以上を確保することが妥当である。よって、国の役割は、この制度の審査を迅速に行い補助金交付を速やかに行うことである。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充

1. 目的

洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する

2. 事業の採択基準

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から 1 キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が 1,000 立方メートル以上であること

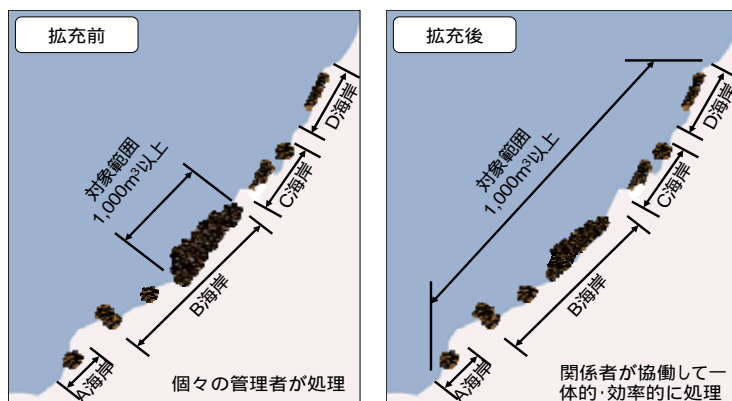
3. 国庫補助率

1 / 2

< 平成 20 年度拡充内容 >

広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充。

(平成 20 年度拡充内容)



< 山形県の役割 >

山形県の役割は、「管理海岸の清潔の保持」、「海岸清掃計画等の策定」、「海岸清掃のための財政措置、物的・人的資源確保」が挙げられる。これらは前述したように、山形県の事業の一環として実施すべき内容であると考えられる。

また、< 国の役割 > で記述した災害等廃棄物処理事業費補助金は、海岸管理者が申請する補助金であり、海岸管理者が山形県であるために、山形県が中心となって対応することが望ましい。

ただ、赤川河口部（約 500m 程度）の清掃活動は、平成 13 年から実施されていた「最上川河口クリーンアップ作戦」に続き、平成 17 年からは「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」として実施されてきたが、現在の赤川河口部におけるボランティア活動は、地元企業の協力のもと実施しているものであり、一般参加者の募集は行われていない。

海岸管理者である山形県の役割は、国の補助金を活用しながら山形県の事業として「管理海岸の清潔の保持」を実施することが重要な課題である。

また、地域住民、NPO、企業などによって行われるボランティア清掃に対しては、より多くの方が参加しやすい仕組みづくり（海岸アダプト・アシストプログラムの活用さらにはごみ処理等のルールづくりなど）が重要となることから、プラットフォームなどを活用し、行政と地域の連携・協働を進めながら一斉清掃活動を継続的に実施していくことが課題となる。

< 酒田市の役割 >

ボランティアが回収した漂着ゴミのうち処理困難物以外は、一般廃棄物として酒田市が回収・処分を行うことが望ましいと考える。また、国、山形県が清掃事業として回収した漂着ゴミのうち事業系一般廃棄物については、酒田市が処分を行うことが望ましいと考えるが、その費用については山形県との協議が必要である。

< 地域住民等の役割 >

「海岸の清潔の保持」を行っていくうえで、地域環境の保全や美化活動に係わる地域住民等のボランティア清掃には大きな意義や役割があると考えられる。そのため、今後も継続して「クリーンアップ・ザ・庄内海岸」を実施していくべきであると考えられる。

地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に对外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

1.8 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策

飛島西海岸、赤川河口部の両モデル地域に共通して言えることは、以下の2つが考えられる。

行政機関の活動

漂流・漂着ゴミは、山形県のみならず近隣県から発生したのち、漂着することから、行政機関同士の連携や問題意識の共有が必要となる。また、一般的に河川を通じて陸起源のゴミが海に流出することが知られているため、内陸方面の市町村との問題意識の共有など、発生抑制に係わる取組みも必要となる。

プラットフォームの活動

国、山形県、市町のほか大学、NPO、企業・事業所団体など20団体が参加しているプラットフォームを通じて、「近隣県との情報交流・普及啓発」、「漁業関係者への発生抑制のための普及啓発」、「内陸方面との情報交流・普及啓発（美しいやまがた最上川フォーラムなど）」の推進が望まれる。

1.8.1 飛島西海岸

飛島に訪れる釣り人やレジャーに伴う放置ゴミが見受けられることから、ゴミ持ち帰りの啓発活動が必要となる。また、他県からのゴミや流木が漂着することも推測されることから、他県との連携も必要である。

1.8.2 赤川河口部

赤川河口には赤川上流からと思われる灌木（アシの枯れたもの）など陸起源のゴミが多いことから、河川管理者（プラットホームの会員でもある国土交通省）と協議の上、流出防止を図る方策が必要である。また、釣り人やレジャーに伴う放置ゴミ、投棄ゴミも見受けられることからゴミ持ち帰りの啓発活動や、さらには他県からの漂着する流木も推測されることから他県との連携も必要である。

1.9 地域からの要望

山形県、酒田市、NPO 等が漂着ゴミ問題を解決していくために、法整備を含めさまざまな問題点があり、その抜本的な対応を要望としてとりまとめた。

また、共通調査におけるペットボトルの国別割合からみて、韓国、中国などの海外から約3割が飛島に漂着していることから、飛島のように日本海に浮かぶ離島は、包括的に国からの支援が必要であると考えられる。

1.9.1 国による法制度の整備

(1) 海岸法について

海岸管理者である山形県に対して、「管理海岸の清潔の保持」が義務付けられているが、どの程度の「清潔さ」(ゴミの量、清掃頻度も含む)を保持すればいいかが明文化されていないため、優先順位が下がる傾向がある。そのため法律を整備し、明文化されることが望まれる。

1.9.2 強力な実効性のある財政的支援

(1) 山形県への支援

「災害等廃棄物処理事業補助金」や「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」はあくまで補助金であり、比較的大規模なゴミの漂着時にしか利用できない。海岸管理者が「管理海岸の清潔の保持」をする上で、恒常的な財政支援が望まれる。

なお、「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、150 m³以上であれば災害時以外にも利用できる。

(2) 海岸線を有している自治体への支援

赤川の流域のほとんどが鶴岡市であるが、河口部を有している酒田市が、漂着ゴミの処理費用を負担することになる。このように、海岸線を有している地方自治体とそうでない自治体との不平等が顕著であるため、海岸線を有している自治体への財政支援が望まれる。

1.9.3 補助金制度について

(1) 災害等廃棄物処理事業補助金について

災害の場合、漂着量の規定はないが、飛島のように冬季にかなりの頻度で災害要件を満たす場合は、1回の災害でなく半年の蓄積を災害と見なすかどうかの規定を明記することが望まれる。

災害でない場合、要件である150 m³は、小さな海岸では現実味が薄いため、相当程度の容量に引き下げることが望まれる。

また、補助金の申請は、海岸管理者である山形県ではなく酒田市となるため、申請に際して窓口が一本化できない。そのため、使いやすい制度とするために、補助金の申請を海岸管理者に変更するなどの対応や申請の簡略化、補助率の引き上げが望まれる。

2. 石川県

2.1 国における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の現状

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

2.1.1 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

2.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策

(1) 国内での発生抑制の取組(漂流ゴミの回収対策を含む)

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

2.1.3 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト(漂流・漂着ゴミに関する活動等)に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

(2) 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果

的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

(3) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

2.2 石川県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組の状況

2.2.1 県における漂着ゴミ処理対策

(1) 災害による漂着流木等の処理

洪水・台風等の災害により、木材等が海岸に大規模漂着した場合は、県（海岸管理者）が、国の補助を受けて漂着物の処理を実施している。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の実施状況

- ・平成 14 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去（1,260 m³）
- ・平成 16 年度 羽咋市千里浜海岸で流木除去（1,220 m³）

(2) なぎさ保全対策推進に係る助成

県（土木部）は、羽咋市千里浜海岸（なぎさドライブウェイ）の保全対策推進のため、羽咋都市広域圏事務組合が実施している千里浜海岸の清掃事業等に、昭和 51 年度から助成している。

また、同組合に対して、レーキドーザを無償で貸し付けしている。

2.2.2 ボランティア、団体等との連携

(1) 「クリーン・ビーチいしかわ」との連携

毎年、県内全域において 10 万人以上の県民がボランティアで活動に参加している「クリーン・ビーチいしかわ」と、県は市町とともに連携し、海岸の環境保全に取り組んでおり、また、「クリーン・ビーチいしかわ」の活動費等に対して、県（農林水産部）は、助成している。

(2) 石川県産業廃棄物協会のボランティア活動

原因者が不明な木材が、海岸に大量に漂着した場合、沿岸市町はその処理に困窮しているのが実態である。

県（環境部）は、市町等の要請を受け、漂着木材のリサイクル処理を依頼し、石川県産業廃棄物協会の協会員がボランティアにより処理を行った。

2.2.3 調査、啓発等の実施

(1) 海辺の漂着物調査

県（環境部）は、平成 8 年度より、羽咋市の海岸において、羽咋市等と連携し、漂着物調査を実施し、その資料を環日本海環境協力センターに提供している。

(2) 県民への広報

漂流・漂着ゴミは、船や外国からと思われるもののほか、国内の河川等から発生するものも多くあることから、県民等に対して、ゴミの適正排出や散乱防止の啓発を図っている。

また、近年、外国からと思われる医療廃棄物や薬品の入ったポリタンクが漂着していることから、県（環境部）は、漂着や漂着する恐れがある情報を得た場合、市町等にその情報を提供するとともに、ホームページやマスコミを通じて、広く県民に注意喚起を図っている。

2.3 海岸清掃の体制

2.3.1 住民による定期的な清掃活動の状況

当該地域の清掃活動に関しては、既に、住民による定期的な清掃活動が行われており、従来から、羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民が海岸清掃を行っていたものを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として全県レベルの清掃活動に統合されたものである。

羽咋市では、4月と7月に定常的（年中行事的）に市民運動として、すでに30年にわたって清掃活動を行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が作成・配布し、回収された漂着ゴミの運搬処分費は各市町村が負担している。また、最近は、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動（特に漁協・生徒・サーファー等による）も行われてきている。

2.3.2 当該地域での「クリーン・ビーチいしかわ」の清掃活動の現状

当該地域での「クリーン・ビーチいしかわ」の活動をベースとして、本調査を通じて明らかとなった漂着ゴミの清掃活動の現状と課題について、次のとおり地域別に整理した。

- ・ St.1（柴垣海岸）：これまで回収作業はなされていなかった。貴重な昆虫の生息場所であるため、作業時期が冬季から春季に制限され、作業方法も車両の通行などで制限を受ける。海岸清掃を行う際には、文化財の現状変更の手続き（石川県文化財保護条例第35条）が必要であり、関係者（石川県教育委員会文化財課、羽咋市教育委員会文化財課）からの指導を受けながら回収作業を行う必要がある。
- ・ St.2（柴垣海岸）：これまで地域住民や「クリーン・ビーチいしかわ」での回収作業はなされていなかったが、サーファーによる不定期な清掃活動が行われていた。効率的な実施のためには、重機の活用を検討する。
- ・ St.3（柴垣海岸） St.4、5（羽咋一ノ宮）：年2回、住民による定期的な清掃活動での回収作業がなされている。効率的な実施のためには、重機の活用を検討する。
- ・ St.6、7（滝海岸）：年2回、漁業者による不定期清掃活動での回収作業がなされている。



図 2.3-1 調査範囲

2.4 清掃活動の現状と課題

石川県羽咋市地域（羽咋・滝海岸）における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 2.4-1 に示す。

表 2.4-1 石川県羽咋市地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「クリーン・ビーチいしかわ」の活動の一環として、住民による定期的な清掃活動が、4月と7月の年2回程度実施されている。 ・ ゴミ袋は、「クリーン・ビーチいしかわ」が負担している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の地域では、清掃活動の対象外となっている。 ・ 一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物の回収がなされていない。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ゴミは、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋市のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬している。 ・ その他、ビン（ガラス類を含む）、カン（金属類を含む）はそれぞれ区分して収集し、一般廃棄物収集運搬業者の専用車にて、羽咋市のリサイクルセンター（クリンクルはくい）に運搬している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集・運搬費用は羽咋市が負担している。 ・ 一部の地域では、タイヤ、ガスボンベ、古冷蔵庫などの処理困難物の運搬がなされていない。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ゴミは、RDF（廃棄物固形燃料）となり、発電に利用される。 ・ ボランティアにより回収されたゴミは、一般廃棄物として羽咋市の焼却施設で処分されている。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理費用が坂井市の負担となっている。

2.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

「クリーン・ビーチいしかわ」の活動は、県民の参加による海岸清掃に留まらず、実践を通して環境保全と県民のモラル向上に寄与している。すなわち、海岸清掃に参加することが、ポイ捨て防止等の発生抑制対策につながっている。

石川県の「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（平成 16 年 4 月施行）では、第 99 条「空き缶等の投棄の禁止」、第 100 条「事業者による散乱防止」、第 101 条「散乱防止活動等の推進」が制定されている。また、「石川県環境総合計画」（平成 17 年 3 月）では、「県民の取組み」として、空き缶、空き瓶、タバコの吸殻等ゴミの自宅への持ち帰り、環境美化に関する道路清掃、河川愛護、海岸清掃等の活動への参加がうたわれている。

2.6 石川県羽咋市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

2.6.1 相互協力が可能な体制作りについて

(1) 関係機関・団体等の役割分担

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域毎に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

本地域の場合には、図 2.6-1 に示すとおり、「クリーン・ビーチいしかわ」を核にした清掃活動の体制の実態があり、これに則った体制を基に、清掃活動の展開を進めていくことが適当である。

また、海岸管理者である石川県では、海岸保全施設等に影響を及ぼすような大規模漂着ゴミが発生した場合には、その除去に積極的に対応することとしているが、総延長 580km に及ぶ海岸線において、通常、漂着するゴミの清掃に関しては、地域ボランティアの協力を得ることが不可欠であると考えており、このため、海岸愛護思想の普及や「クリーン・ビーチいしかわ」に対する助成を通して、こうした活動の一層の普及を図ることとしている。

一方、市町村からは、年 2 回のクリーン・ビーチいしかわの活動を始め、収集した海岸ゴミの処分費について、交付金や補助金で県が一部負担することを要望したいという意見も出ている。

上記のクリーン・ビーチいしかわは、全国的にも 1 つの先駆的な事例である。この意識を高めることとその活動を拡張していくことが非常に有効であると思われる。そのため、このような活動の普及を支援するための支援について、環境省から県や市町村を通じての予算や事業が 1 つの対策となる。また、クリーン・ビーチいしかわに協議会等を設けて、継続的に検討する方向性もあるだろう。

市町村や地域住民があらゆる場所で、海岸の愛護、海岸のゴミ、河川や地域全体でのポイ捨て防止に至るまでの取組みを促進する必要があるが、そのために具体的に役割を分担することが重要である。これについては、これからの課題で、本地域検討会のような場で関係者が集まりながら、それぞれの役割分担を議論していくという状況になっている。まずは、議論を進めて、どういった形であれば、この地域で清掃や処理がやりやすいのかということを議論していくことが重要である。

団塊の世代が定年になるので、ボランティア活動に向ける社会となってくると思うが、団塊世代を活動させるにも、クリーン・ビーチいしかわのような母体が重要である。

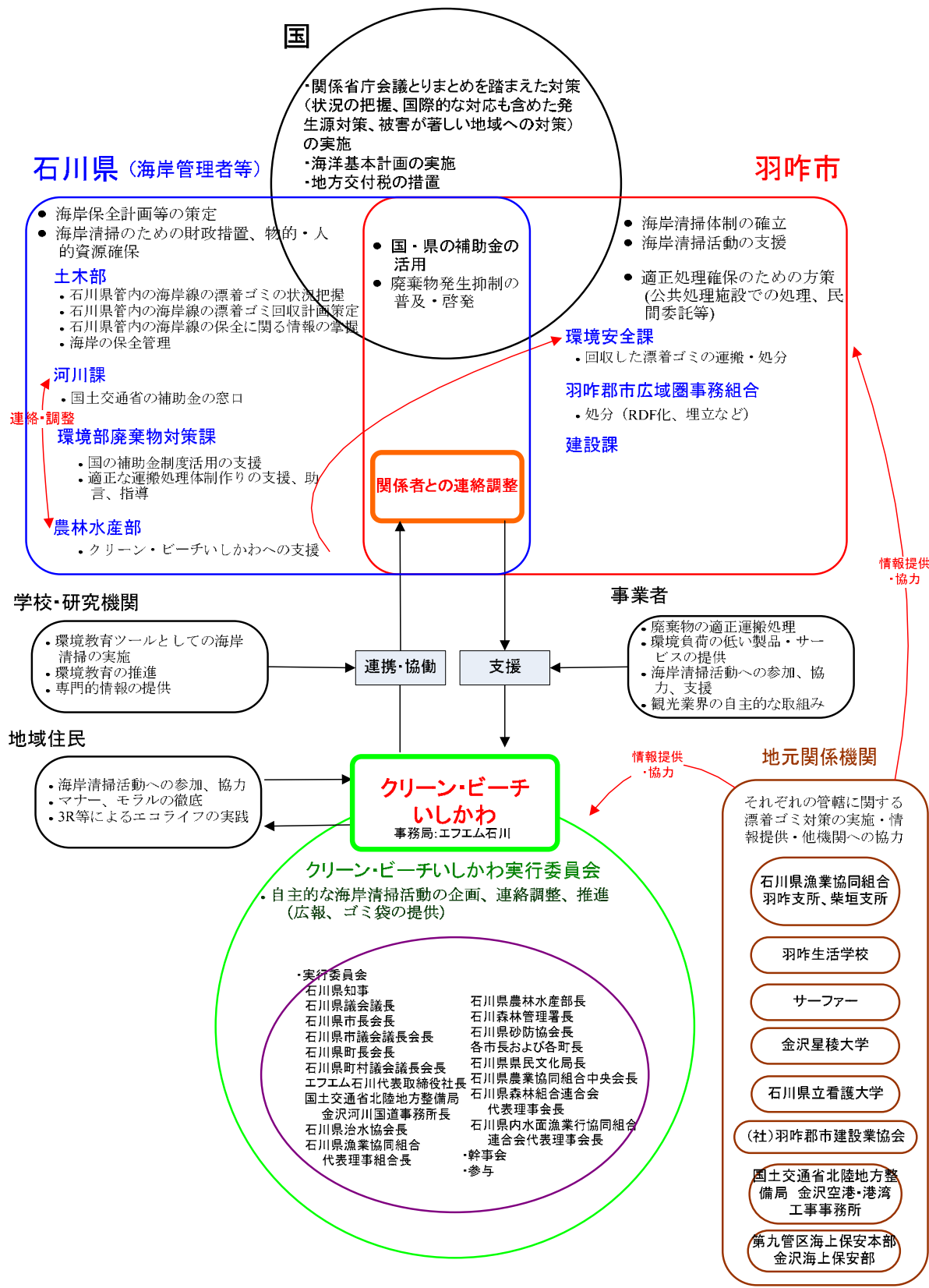


図 2.6-1 関係機関・団体の役割分担(案)

2.7 海岸清掃の体制のあり方の方向性

石川県においては、既に、全県レベルのクリーン・ビーチいしかわによる県民参加の海岸清掃の取組が精力的に進められている。引き続き、クリーン・ビーチいしかわによる取組が進められるよう、支援を続けていくことが適当である。また、羽咋市においては、住民による定期的な清掃活動が積極的に実施されている。これに対する継続的な支援も重要である。

また、さらなる取組を進めていくには、本モデル調査で得られた航空機調査による県内の漂着ゴミ量の推定や、「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法(モデルケース)」等を参照し、どの地域において重点的に清掃を進めていくのか検討を進めていくことが望ましい。

処理困難物や危険物については、その回収・処分に支障が出ている面もあることから、協議会等の場でこのような漂着物に対する対応方針や、対処するに当たっての役割分担等について検討を進めていくことが適当である。

災害等により突発的に押し寄せる漂着ゴミに対しては、国土交通省・農林水産省・水産庁の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する等、災害時や緊急時に対応できる体制を整備していくことが適当である。

この他、本モデル調査を通して、漂着するゴミの漂着状況に、次に示すとおり、通常時、豪雨時、災害時の3タイプがあると設定できた。今後大規模な海岸清掃を企画するに当たっては、このタイプを意識して、海岸清掃計画を立てて効果的に進めていくことが重要であると考えられる。

漂着状況の3タイプは、次のとおりである。

通常時：住民による定期的な清掃活動や漁業者による不定期清掃活動(「クリーン・ビーチいしかわ」)によって対応する。一部の地域では、清掃活動の対象外となっている場所があるが、本調査を通じて関係がついた文化財関係者、サーファー等の協力を得て、清掃活動を開始すべく準備中である。

豪雨時：本調査で、レーキドーザ等の重機を用いた回収方法が検討されたので、効率的効果的な回収ができるものと考えられる。

災害時：上記の補助金の使用が考えられるが、漂着する量などの適用条件が厳しく、利用できにくい状況にある。より利用しやすくなるための条件を検討することが望まれている。

2.8 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源については、韓国、中国等の海外由来のものが確認されているものの、主として日本由来（主に同一県内由来と考えられる）のゴミが多く確認されている。このうち、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活・レクリエーション系のゴミが大部分を占めるなど、市民の通常の生活から、不注意やポイ捨て等により発生したゴミが多い。

ゴミの量的な面からは、羽咋川水系の河川敷で草刈をしたヨシが問題である。梅雨や台風の豪雨時に、羽咋川流域に大量の降雨が発生すると、河川敷に放置された刈り取り後のヨシが、河川を經由して沿岸に漂流し、海岸に大量に漂着している。

また、漂流・漂着ゴミに関する他の調査結果などからも、国内由来の漂流・漂着ゴミは河川を通して漂着することが指摘されており、羽咋市内も流れる羽咋川の流域をベースとした取組が重要であると考えられる。

したがって、まずは第一にポイ捨て防止等の普及啓発の取組を進めることが適当である。石川県については、県全体を上げた取組である「クリーン・ビーチいしかわ」により、海岸清掃への参加を通じた啓発活動はなされているものの、引き続き取組の強化に努めていくことが重要である。また、羽咋市の千里浜海岸は、自動車の進入が可能な観光地であり、他県の観光者の心無いポイ捨て等を防止するための周知も重要であると考えられる。

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。

特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが精力的に進められており、環境省は本モデル調査の成果等をNOWPAPを通して各国に発信しており、NOWPAPを通じた協力関係が強化されつつある。さらに、ハングル文字が表記された廃ポリタンク等、海外からの大量の漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

以下、羽咋川流域での発生抑制対策について述べる。

ヨシ対策

・草刈時の状況

羽咋市では、河川愛護のために水防月間である6月初旬の日曜日に、ほとんどの河川敷で地域の住民が草刈りをしている。草があると流水の阻害にもなるためである。

1週間か10日間置いた後に焼却する場合もあり、6月は梅雨どきでもあるため、流出する場合がある。

・草刈時の河川敷での焼却処分

廃棄物の河川敷での焼却については、廃棄物処理法で原則禁止とされているものの、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却については、例外的に認められる場合がある。しかしながら、刈取り直後のヨシは水分を含んでおり、簡単には火が付かない。また、河川敷に放置して乾燥される方法が考えられるが、乾燥中に豪雨がくる場合がある。また、発生する煙に対する地域住民からの苦情もあり、焼却処分が可能な地域とそうでない地域がある。

・回収して焼却処分

回収して適当な場所での焼却は、理想的である。しかしながら、河川での刈取り作業は、地域住民による河川愛護として実施されているために、炎天下での刈取り作業だけでも負担が多く、回収作業までは難しいとのことであった。

- ・費用の比較検討

ヨシを刈り取る必要性の議論として、刈らないと用水が流れにくいとすれば、刈る範囲を狭くすることも、発生源対策の1つである。また、下流での対策の費用、上流での対策の費用を比較する検討の必要もある。

- ・リバー・クリーン

クリーン・ビーチいしかわの中でも「リバー・クリーン」として、海岸清掃と同じように、地域の人々が意識を川にも向けて、ボランティアによる活動の可能性の必要性が考えられる。

- ・有効利用

ヨシの有効利用として、堆肥化、すだれなどの日よけの作成などがあるが、いずれにしても回収作業が必要である。経済的に見合わなければ難しいと考えられる。

市街地でのゴミ対策

ヨシ以外で目立ったゴミは、通常時、豪雨時ともに、ペットボトル、飲料缶、プラスチック類、木材などであった。これらは、市街地の中でポイ捨てされたり、放置されたりしたものが、降雨などで流出してきたもので、「フラッシュアウト」と呼ばれているものであると考えられる。これらの発生源を抑制することは、重要である。

- ・流域内での啓発活動

心無いポイ捨てもあるが、発生源となっていることを意識していない場合もある。このため、流域内での啓発活動（広報、イベント、シンポジウム、クリーン・ビーチいしかわの活動報告、本調査の結果の公表など）が重要であると考えられる。

- ・クリーン・ビーチいしかわでの活動

これまでは海岸ゴミの回収に注力してきたけれども、これからはゴミが出ないようにするような方向にも進んでいかなくてはならない。海岸清掃に参加することが、ゴミを捨てないようなモラルの向上につながるようにする。

河川流域に着目した発生源対策

河川流域に着目した発生源対策を念頭に置きつつ、クリーン・ビーチいしかわの周知徹底を図るため、各市町村の市報にクリーン・ビーチいしかわや漂着ゴミについての広報を行う。なるべく予算がかからない活動から進める。河川上流の方にクリーン・ビーチいしかわの活動に参加してもらい、普及啓発による発生源対策を進められれば理想である。

< 参考 >

クリーン・ビーチいしかわの概要

1. 活動の概要

実行委員会

- ・ 名誉会長（県知事） 顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など）、会長（エフエム石川社長） 実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。
- ・ 目的：以下を目標とする。
 - 美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり
 - 野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり
 - 沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり
 - 森林、河川を守る基盤づくり
- ・ 事業：次の事業を行う。
 - クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整および推進に関すること。
 - 活動を、ひろく県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。
 - 今後の活動の進展に必要な提言をすること。
- ・ 事務局をエフエム石川内に置く。

幹事会

- ・ 各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。
- ・ 活動規約
 - 「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸および自然環境の保全と地域の美化に資する。」

1.1 清掃活動の基本原則

- (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。
- (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。
- (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。
- (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。
- (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。

2.2 清掃活動の地域別活動計画

- (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。
- (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。
- (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。
- (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受理する。
- (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。

その他

- ・資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。
- ・清掃活動の支援は、ごみ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。
- ・活動報告は、毎年次ごとに、30ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。

3. 福井県

3.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

3.1.1 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

3.1.2 国際的な対応も含めた発生源対策

これについては「3.5.1 国の取組(国際的な対応も含めた発生源対策)」で整理した。

3.1.3 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したもの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したもの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、

海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

(2) 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

(3) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

3.2 福井県の取組

3.2.1 県民への情報提供

沿岸市町全域にまたがる漂着や船舶の安全航行に支障の恐れがある漂着があった場合等には、海岸を管理する関係部局や環境部局で連絡会議を開催し、漂着状況の把握や対応について協議し、県民への情報提供を行うとともに市町との連携を図っている。

海岸パトロール

海岸保全施設や海岸占用等の管理のため、月1回のパトロールを実施。台風等による大量の漂着物が流れついた場合は、随時。

連絡会議開催状況(H19)

漂着木材対策連絡会議（H19.12.20：年末年始のパトロール体制）

漂着ポリ容器等対策連絡会議（H20.2.8：内容物の検査体制）

ごみダイエット推進事業(H20)

河川・海岸漂着ゴミ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」（絵手紙、標語）の募集(2008/6/23 - 9/8)を行う中で、海岸クリーンアップの写真を用い、「ポイ捨てをしない」ことを課題の一つとして提示した。3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

3.2.2 クリーンアップふくい大作戦

福井県では、平成4年度から「クリーンアップふくい大作戦」として県下一斉の美化活動を行っている。表3.2-1に同活動の実施要領を示す。また、図3.2-1に平成20年度の案内ちらしを示す。

表 3.2-1 クリーンアップふくい大作戦の実施要領(平成20年度)

<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井の豊かで美しい自然環境を守るため、平成4年度から、行政・県民が一体となって県下一斉に環境美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を実施 ・平成17年度から、県内全域にまたがる環境美化活動の強化週間を季節ごとに設け、市町は自治会などと一体となって、清掃や花の植栽など地域ぐるみの美化活動を年4回実施 ・平成20年度は、21年に本県において開催される第60回全国植樹祭に向けた県民運動「花と緑にあふれるふるさとをつくろう」と連携して実施 																				
<p>2 実施内容</p> <p>(1) 統一行動期間：平成20年 6月 1日(日)～ 8日(日)：環境月間中 平成20年 9月 7日(日)～14日(日)：ボランティア月間中 平成20年12月 7日(日)～14日(日)：不法投棄等防止啓発強調月間中 平成21年 3月15日(日)～22日(日)：雪どけ後</p> <p>(2) キャッチフレーズ：「生かそう 小さな汗 私たちの環境に」</p> <p>(3) 主 唱：福井県、各市町、環境ふくい推進協議会、(社)あすの福井県を創る協会、「小さな親切」運動福井県本部、市町民運動推進協議会、青少年育成福井県民会議</p> <p>(4) 対象地域：県内全域</p> <p>(5) 県の活動 各種団体、企業、地域住民の幅広い参加と協力を呼びかけ 県民、団体等が行う美化活動等に対し、各種支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>所管課</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然公園クリーンデー事業</td> <td>自然保護課</td> <td>自然公園内の美化活動等の支援</td> </tr> <tr> <td>地域をつなぐ河川環境づくり推進事業</td> <td>河川課</td> <td>河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援</td> </tr> <tr> <td>海面環境保全事業</td> <td>水産課</td> <td>漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収</td> </tr> <tr> <td>敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業</td> <td>港湾空港課</td> <td>敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃</td> </tr> <tr> <td>クリーンアップふくい推進事業</td> <td>環境政策課</td> <td>広報、啓発活動</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	所管課	内 容	自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援	地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援	海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収	敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃	クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動
事業名	所管課	内 容																		
自然公園クリーンデー事業	自然保護課	自然公園内の美化活動等の支援																		
地域をつなぐ河川環境づくり推進事業	河川課	河川の清掃、草刈り等、活動団体への支援																		
海面環境保全事業	水産課	漁港地区のごみの回収や沿岸、内湾域の海面浮遊ごみの回収																		
敦賀港および福井港親水空間環境美化推進事業	港湾空港課	敦賀港、福井港およびその周辺(港湾道路等)の清掃																		
クリーンアップふくい推進事業	環境政策課	広報、啓発活動																		
<p>(6) 市町の活動 拠点地区での美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・市町独自に拠点地区(道路、河川、海岸、公園等)を設定し、周辺住民や民間団体の協力を得て、清掃、除草、花の植え付けなどの美化活動を実施 一般地区での美化活動 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点地区以外においても、各自治会(町内会)が中心となって居住地周辺の美化活動を実施 </p> <p>(7) 各種団体の活動 市町の拠点地区または団体独自の活動拠点において美化活動を実施</p> <p>(8) 各企業の活動 統一行動期間を中心として、工場・事業者周辺等の美化活動を実施</p>																				

3 地域の自主的取組み促進

- ・ 県および市町は、環境美化関連のチラシ、ポスター等により、地域の自主的な美化活動の取組みを呼びかけ
- ・ 市町や県公民館連合会を通じ、自治会や公民館に植栽等花いっぱい運動の実施を呼びかけ

4 報告等

- (1) 市町等は、統一行動期間または月間を中心とした美化活動の実施計画を作成し、その結果を県に報告
- (2) 県は、統一行動期間ごとに市町等から報告のあった美化活動の実施結果を集計、公表



クリーンアップふくい大作戦

生かそう 小さな汗 私たちの環境に

統一行動期間

H19.6.3(日)クリーンアップふくい大作戦のようす
「越前町長須浜海水浴場」

平成20年

- 6月1日(日)～8日(日) 環境月間中
- 9月7日(日)～14日(日) ボランティア月間中
- 12月7日(日)～14日(日) 不法投棄等防止啓発強調月間中

平成21年

- 3月15日(日)～22日(日) 雪どけ後

家の周りの道路、河原等での空き缶拾い、清掃、除草、花の植え付けなどの環境美化活動を行い、みんなの手でより美しい福井県にしましょう。

福井県・市町・環境ふくい推進協議会
(社)あすの福井県を創る協会・「小さな親切」運動福井県本部
市町民運動推進協議会・青少年育成福井県民会議

第60回全国植樹祭
2009ふくい

R100

図 3.2-1 クリーンアップふくい大作戦の案内

3.2.3 漁港区域内海岸の清掃

クリーンアップ大作戦にあわせ、漁港区域および漁港区域内の海岸（県内 45 漁港、延長約 109km）について（図 3.2-2）、海底・海面の清掃、漂着物等の回収を、福井県漁業協同組合連合会に委託し実施している。

事業名 海面環境保全事業（委託費）

委託先 福井県漁業協同組合連合会

対象経費 清掃に必要な船の借上げ費、海底清掃の人件費、漂着ごみの運搬・処理費、清掃活動に必要な用具費等（清掃活動はボランティア）

予算額 9,500千円（H20）

実績（H19）： 廃棄物処理量：57トン

ボランティア参加数：4,425人

実施時期：6月、9月、11月、12月

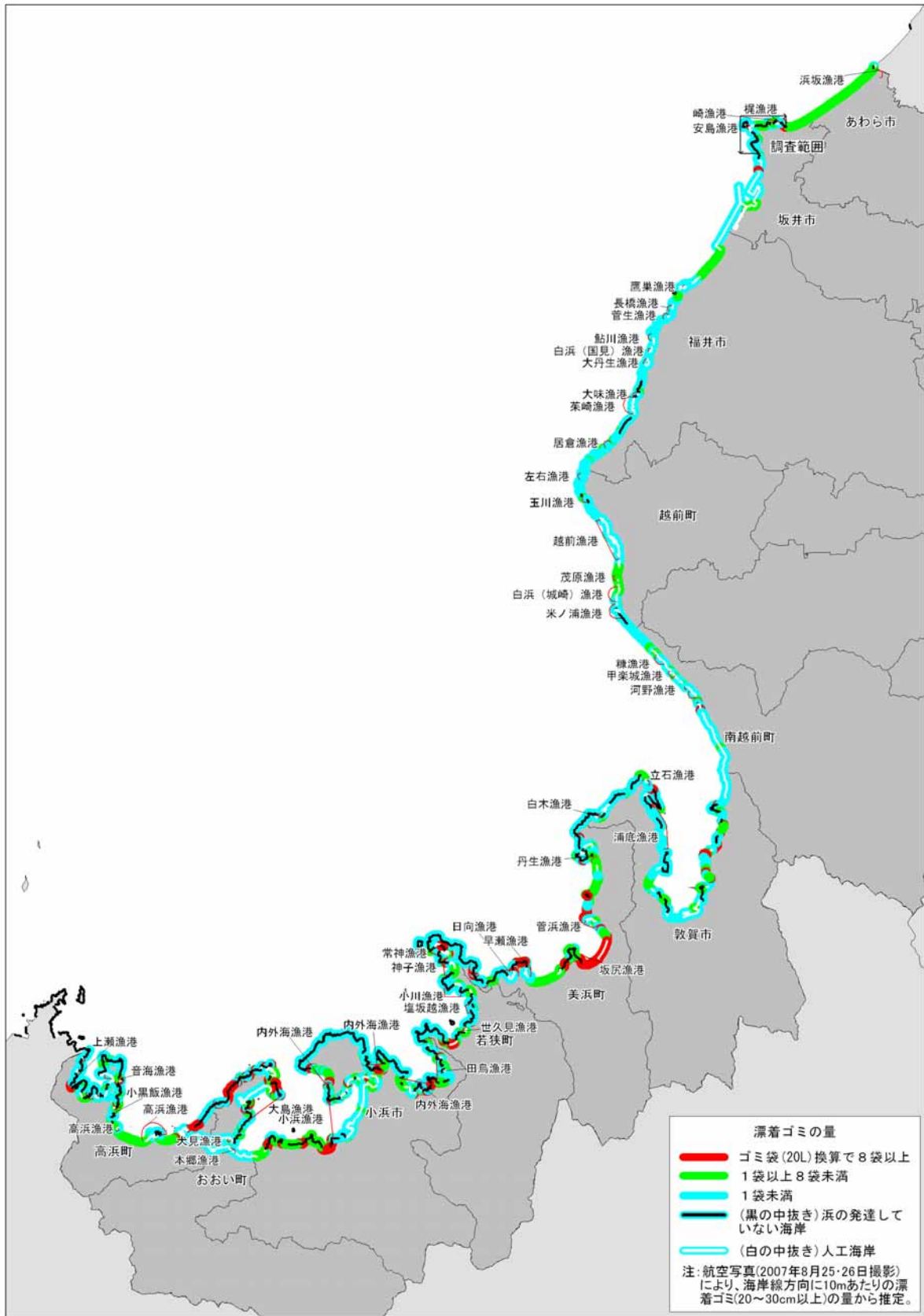


図 3.2-2 海面環境保全事業における対象漁港

3.2.4 市町への支援

市町が、重機による収集や運搬を伴う漂着ごみの処理を実施する場合、県は補助制度を設けている。また、この補助制度では対応できない大規模な漂着があった場合には、新たな事業を創設することなどにより支援している。

(1) 河川の増水、台風等による漂着

事業名 漂着廃棄物適正処理支援事業（補助金）

対象事業 沿岸市町（一部事務組合を含む）が行う、自然現象（河川の増水、台風、風浪等）により一般公共海岸に漂着した100m³以上の廃棄物の処理。ただし、国庫補助事業に採択された事業を除く。

対象経費 ・収集、運搬に伴う経費

漂着ごみの処理に特に必要と認められる経費ただし、その経費が300千円未満のものを除く。

補助率 補助対象経費の1/2以内

予算額 1,610千円（H20）

実績 毎年2市町程度を支援（H14～18、H19なし）

(2) 台風による大規模漂着

平成16年10月、台風23号により葦類等が大量に漂着したが、市町や地域住民・ボランティア等による撤去の範囲を超える大規模な量であったこと、海岸の適正な利用が阻害されていたことから、市町が行う処理事業を支援した。

漂着時期	漂着量	漂着市町	漂着原因	備考
16年10月	勢浜海岸 3,000m ³ 高浜海岸 3,500m ³	小浜市 高浜町	台風23号	

事業名 勢浜・高浜海岸漂着物処理事業（委託費）

委託先 小浜市、高浜町

対象経費 収集、運搬に伴う経費（処理経費は市町負担）

委託額 総事業費の1/2以内の額

予算額 4,500千円

(3) 貨物船の荷崩れによる木材漂着

平成17年1月、貨物船の荷崩れと思われる大量の木材が漂着したが、所有者が判明しなかったことから、新たに事業を創設した。

漂着時期	漂着量	漂着市町村	漂着原因	備考
17年1月	約2,500本	10市町村	不明 （貨物船の荷崩れと思われるが原因者不明）	

事業名 2005年漂着木材適正処理支援事業（補助金）

事業主体 漂着市町村

対象経費 回収、運搬、処理に伴う経費

補助率 補助対象経費の1/2以内
 予算額 6,000千円(H16)、3,325千円(H17)

<参考> 福井県の海岸線の管理区分 (平成20年3月末現在)

区分		延長	内訳延長	海岸管理者	国の所管部局	国補助金	備考	
海岸	海岸保全区域 (保全施設設置箇所、海水浴場等)	海岸管理者が 管理する海岸	約136km	約45km	全て県が管理	河川局	災害関連緊急大規模漂 着流木等処理対策事業 (国交省・農水省)	砂防海岸課
				約41km	全て県が管理	港湾局		港湾空港課
				約11km	全て県が管理	農村振興局		森づくり課
				約39km	県管理約15km 市町管理約24km	水産庁		水産課
	海岸保全区域 外(岩場等)	一般公共海岸区域	約175km	約175km	全て県が管理	河川局	災害廃棄物処理事業 (環境省)	砂防海岸課
	その他(民間等)	海岸管理者以外 が管理する海岸	約102km	約102km	原電などが管理 (海岸管理者ではない)	河川局 港湾局 水産庁		
計(海岸延長)		約413km						

3.3 坂井市の取組

坂井市では「観光地美化清掃委託事業」として海岸に面する自治会、観光協会等に対し、公園・駐車場をはじめ、海岸線の美化清掃及び草刈り等の清掃を委託している(平成20年度の実績は124万円)。この委託を受けて自治会等では、年数回の清掃活動を実施している。活動実態についての聞き取り調査によれば、清掃の中心は公園・駐車場をはじめとする清掃及び草刈りであり、海岸線の美化清掃までを行う予算的な余裕はないとのことである。

3.4 坂井市における海岸清掃活動に関する現状と課題

本調査を通じて明らかとなった福井県坂井市三国町における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表3.4-1に示す。三国町においては自治会・雄島漁業協同組合を中心に漂着ゴミの回収が継続的に行われており、その努力によって海岸の清潔が維持されている。しかし、急峻な地形のため回収したゴミの搬出が容易ではないこと、ゴミ袋や清掃活動における保険料などは自治会の負担となっていることが課題となっている。

漂着ゴミのうち、可燃ゴミ・空き缶・空き瓶については福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターが受け入れ先となっており、坂井市が処理費を負担している。一方、タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は、産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託をして処理せざるを得ず、その収集・運搬費及び処分費が坂井市の負担となっている。自治会による清掃活動の一例として、安島自治会における活動のあらまし及び準備等について表3.4-2に整理した。梶自治会、崎自治会、米ヶ脇自治会においても同様の手法により年1回(4月頃)の海岸清掃活動が行われている。

上述の現状・課題に対する要望等について、調査範囲に含まれる4つの自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に聞き取り調査を行った。その結果を表3.4-3に示す。聞き取り調査より、自治会をはじめとする地元住民にとって、漂着ゴミは主に景観の悪化を引き起こすことで生活環境保全上の支障となっていることがわかる。また、長年、漂着ゴミの回収活動を継続し、その成果として海岸の清潔が保たれているにも関わらず、行政からは認知されることもなく、また支援も十分ではない、という状態を改善して欲しいという要望が強い。一般に、ボランティアによる活動の継続には、その活動が社会的に望まれているものであり、社会的利益につながっていると認識されることなど、社会的な評価が大きな原動力となっているといわれている。自治会による海岸の清掃活動に対しても、まさにこのような社会的な評価がまずは必要であると考えられる。

表 3.4-1 福井県坂井市地域における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

回 収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・雄島漁業協同組合を中心に、春～秋にかけて年数回の清掃活動を実施している(午前中2時間程度)。 東尋坊観光協会では東尋坊を中心に1週間に1回程度の清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 奥行きが狭い磯浜が多く、回収に重機等は利用できず、人手に頼らざるを得ない。 断崖などの急峻な地形のため、浜から道路まで回収したゴミを搬出することに多大な労力がかかる。そのためやむを得ず浜焼きされている場合もある。 流木などの重量物の搬出も困難である。 回収に用いるゴミ袋や保険料は自治会の負担となっている。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 生活ゴミの集積場所に収集すれば、坂井市の生活ゴミと共に回収される。 ゴミの量が多い場合には坂井市が特別収集をする場合もある。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別収集及びタイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物の収集・運搬費用が坂井市の負担となっている。
処 分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ゴミ、空き缶、空き瓶などは福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センター(以下、清掃センターと記す)で処分可能である。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 清掃センターでの処分については、生活ゴミと同様に、坂井市の負担となっている。 タイヤ・ドラム缶・ガスボンベ等の処理困難物は産業廃棄物として処分しており、その費用も坂井市の負担となっている。

表 3.4-2 安島自治会における海岸清掃活動の概要

(a) 清掃活動のあらまし

- ・ 安島自治会は約 360 世帯から構成され、11 班として組織されている。各班の班長が自治会の委員となっている。
- ・ 昭和 50 年代から自治会の活動として、総人足(各世帯から一人の参加)による年 2 回(4・9 月)の海岸清掃活動を実施している。清掃対象の海岸線長は約 750m である。
- ・ 海岸の他に道路の清掃(6・8・11 月)、草刈り(7 月)も実施している。
- ・ 4 月に海岸清掃を実施する理由は、例年 4 月 20 日に実施される雄島祭の前に地区を清掃するためである。また 5 月はわかめ漁のため人員の確保が難しいこともその理由の一つである。

(b) 清掃活動の準備

- ・ 自治会の委員会において、毎年 12 月に次年度の清掃計画(実施月の決定)を策定する。
- ・ 清掃実施月の第一金曜日開催される委員会において、清掃実施日を決定する。また、漂着ゴミ量を勘案して、各班の清掃範囲を決める。
- ・ 各戸に日程、清掃範囲を回覧する。清掃への参加・不参加は班長に連絡する。
- ・ 清掃は 6:30 から 2 時間程度行う。約 300 人が毎回、参加している。早朝に行う理由は、東尋坊における観光業に従事する方への配慮という側面もある。雨天の場合には順延し、中止はしない。
- ・ 自治会活動保険(年契約)に加入し、清掃活動時のケガ等に備えている。
- ・ ゴミ袋等、清掃にかかる費用は自治会費から支出している。

(c) 清掃活動におけるゴミの分別、搬出等について

- ・ ゴミの分類は坂井市のゴミの分類に従っている。人力では搬出できないような大きな流木等を除いて、ほぼ全ての漂着ゴミを回収する。
- ・ 清掃活動に参加される方の年齢は 50～70 歳代が多く、男性より女性が多い。
- ・ 漂着ゴミの回収は班長の指示のもとで行う。住民が清掃活動に慣れているため、回収・分別・搬出は非常にスムーズである。ただし、ケガへの注意喚起のため、作業前に無理な回収はしないように呼びかけている。
- ・ 回収に必要な機材(軽トラック、小型船舶、チェーンソー等)は必要に応じて近隣の所有者から提供して頂いている。
- ・ 回収したゴミは、坂井市に合併する前の旧三国町では清掃日に回収車で引き取って頂いたが、坂井市になってからは生活ゴミのルートに乗せるように指導されている。生活ゴミのルートに乗せるためには「ゴミステーション」まで運搬する必要があり、それが新たな負担となっている。
- ・ 急峻な海岸地形のため、ゴミを道路まで搬出することが困難な浜もある。荒天でゴミの搬出に船舶が利用できない場合には野焼きを行うこともある。

表 3.4-3 4 自治会(梶、崎、安島、米ヶ脇)に対する聞き取り調査結果

<p>(a)自治会にとって漂着ゴミによって生じている問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観・観光への影響。特に景観の悪化は自治会として放置することができない、生活環境保全上の大きな問題である。 ● 大きな流木や漂流しているローブなどによる船舶の安全航行への支障 <p>(b)今後の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自治会でのゴミの回収の苦勞が行政に伝わっており、また評価されていることが、自治会や地元住民にわかるようにして欲しい。 ● 自治会へ何らかの支援を頂くことで、住民を動員してゴミの回収を行うことの動機付けとなる。特に区民総出による清掃活動に対する人件費の支援をお願いしたい。このまま海岸線を有する自治会や市町村だけに回収・処分の負担がかかるのであれば、現状の回収体制は続かない。 ● 坂井市からは自治会へ「観光地美化清掃事業」という清掃委託費が支払われている。この委託費は観光道路や海岸線の清掃美化のための予算であるが、実際には道路の草刈が主で海岸線の美化までは予算が回らない。委託費の増額をお願いしたい。 ● 坂井市には清掃日に合わせた漂着ゴミの回収をお願いしたい。生活ゴミと分けて回収することで、漂着ゴミ量の把握も可能である。 ● 県から地元住民への支援は今のところないので、何らかの施策を示して欲しい。 ● 福良の浜のような急峻な地形におけるゴミの搬出は住民を動員しても困難である。例えば軽トラックが浜まで降りられるような道路の整備など、何らかの対策をお願いしたい。 <p>(c)発生抑制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 流域の人に漂着ゴミの回収にお金・時間・手間がかかっていることをわかって欲しいので、流域に対する啓発活動を行って欲しい。 ● 流域での対策としては、河川の一斉清掃や街中の溝受けの清掃が有効ではないか。

3.5 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策の現状と課題

3.5.1 国の取組（国際的な対応も含めた発生源対策）

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」（平成19年3月）の中で、国際的な対応も含めた発生源対策を以下のように示している。

(1) 国内での発生抑制の取組（漂流ゴミの回収対策を含む）

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から、河川敷等において、市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾において、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域において船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短

波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である。特に、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」は、2006年から開始された海洋ゴミプロジェクトが進められており、環境省は本モデル調査の成果等について NOWPAP を通して各国に発信しており、NOWPAP を通じた協力関係が強化されつつある。さらに、中国語が表記された医療系廃棄物等、海外からの大量の危険な漂着ゴミが確認された場合には、関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等を継続的に行っていく必要がある。

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、NOWPAPの海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

3.5.2 福井県の取組

河川・海岸漂着ごみ問題の広報の一環として「3R推進メッセージ」(絵手紙、標語)の募集を行う中で、「ポイ捨てをしない」ことを課題として提示し、3R推進大会(2008/10/19)で優秀作の表彰・展示を行うのに併せ、県内海岸の漂着ごみの概況をパネル等で紹介した。

今後、県内海岸でのクリーンアップ活動の状況などについて、ホームページ等で情報提供を行う予定である。また、海浜自然センターで漂着物を展示し、ビーチコーミング等の自然体験メニューを提供することなどにより、海洋生物の環境保全の視点から県民への周知を図っている。(<http://www.fcnc.jp/go/beachcomb/beachcomb.html>)

3.5.3 坂井市の取組

坂井市に合併前の旧三国町において、町環境審議会による沿岸状況視察をはじめ、河川からの流出ゴミの現状把握のため、町と環境基本計画推進団体が九頭竜川を船舶で遡り、河岸や水草の中に入り込んでいるゴミの実態調査を実施した。これらの調査結果をもとに、

「みくにの海から SOS～なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩」（平成 16 年 10 月 23 日開催、表 3.5-1、表 3.5-2）と題した三国町環境フォーラムの開催や海上保安署と共催した展示イベント「ほやって！海も川も汚れとっ展」（平成 16 年 11 月 27～28 日開催、表 3.5-3）で広く住民や事業者に対する周知と啓発活動を行ってきた。

また、近隣自治体に対し情報の提供をするとともに、対策の連携等について協力要請を行ってきた

表 3.5-1 三国町環境フォーラム 2004 の開催要綱

三国町環境フォーラム 2004 開催要綱

開催日時：平成 16 年 10 月 23 日（土）13:00～16:30 開会 13:30

場 所：みくに文化未来館 多目的ホール

主 催：「エコネイチャー・彩みくに」・「三国町」

目 的：河川等から流出したさまざまなごみが、三国の海岸線をはじめとして広く沿岸域に漂着、散乱して景観を損ねているほか、海洋汚染の一因ともなっている現状をより多くの方々に知ってもらうため、河川の最河口部に位置し日本海に面している三国町から上流地域に向け情報を発信することで、ともに行動し、より良い環境を保全していくことを目的として開催する。

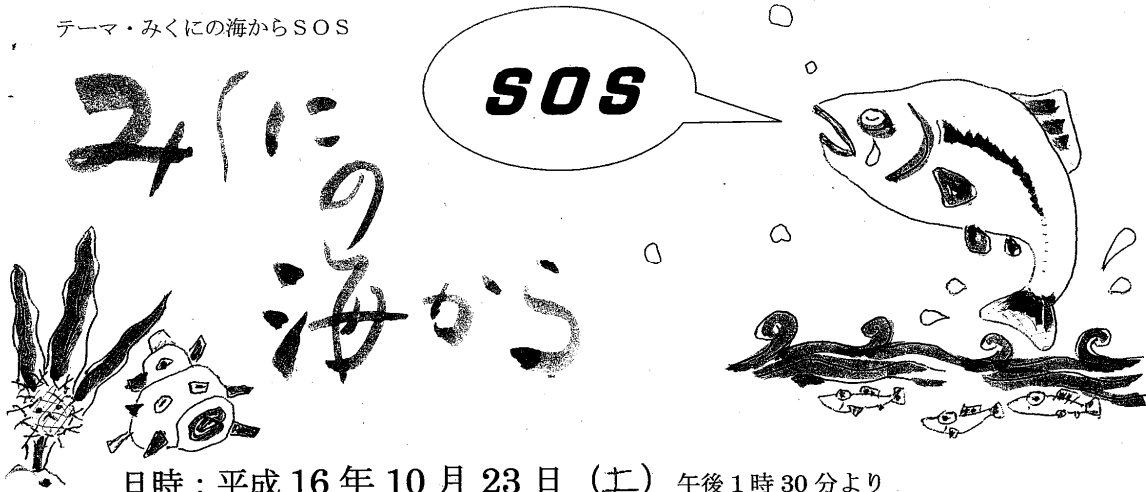
テ ー マ：みくにの海から SOS

内 容

- 活動及び基調報告・エコネイチャー・彩みくに
・平成 14 年 12 月に発足以来、町環境基本計画を民間レベルで推進するためさまざまな取組を進めてきた「エコネイチャー・彩みくに」の 1 年半にわたる活動の記録とそこから見えてきたもののなかから問題提起し、パネルディスカッションへとつなげる。
- 作文発表・三国中学校生徒 坂本 祐望さん
松山 耕平さん
- ミニコンサート・玉谷 七重さん・
あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団共演
・おとなと子供の混声合唱によるふるさとの郷愁を誘うなつかしい曲で、ほっとする時間を設ける。
- パネルディスカッション
・テーマ：「なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩」
・コーディネーター：阪本 周一（エコネイチャー・彩みくにに会長）
・パネリスト：赤土美代子さん（主婦）
鹿倉 幸子さん（米ヶ協漁業組合）
鈴木 隆史さん（越前松島水族館館長）
山本 保さん（三国海上保安署署長）
・海や川に深く関わる人や地域に暮らす方々をパネラーに迎え、それぞれの立場から意見を発表し、ごみの不法投棄による環境への影響を訴え解決策を探る。

三国町環境フォーラム 2004

テーマ・みくにの海からSOS



日時：平成16年10月23日（土）午後1時30分より

場所：みくに文化未来館 多目的ホール

参加無料

*活動及び基調報告 エコネイチャー・彩みくに

一年半にわたる活動の記録

*作文発表 三国中学校生徒



*ほっとミニコンサート

玉谷七重さん、あらいそ合唱団・ジュニアあらいそ合唱団の
ふるさとの歌他



*パネルディスカッション

なくそう不法投棄！水辺の郷から第一歩

コーディネーター：阪本周一（エコネイチャー彩みくに会長）

パネラー：赤土美代子さん（主婦）

：鹿倉幸子さん（米ヶ脇漁業組合）

：鈴木隆史さん（越前松島水族館館長）

：山本 保さん（三国海上保安署署長）

*主催：エコネイチャー彩みくに・三国町

*お問い合わせ 三国町生活環境課 ☎82-3111（代表）



表 3.5-3 「ほやって！海も川も汚れとっ展」の実施要領

「ほやって！海も川も汚れとっ展（案）」実施要領	
1	<p>目的</p> <p>環境フォーラムに続き、海・川の汚染状態を町民に理解してもらい、子供たちの環境保全に対する純粋な気持ちのこもった図画などを展示することにより町民の意識の向上を図るとともに、エコネイチャー彩みくに、三国町、三国海上保安署の環境保全活動に対する取組みを紹介する。</p>
2	<p>開催日</p> <p>平成16年11月27日（土）及び28日（日）</p> <p>午前11時00分～午後3時00分まで（図画展示は、閉店まで）</p>
3	<p>開催場所</p> <p>福井県坂井郡三国町三国東</p> <p>みくにショッピングワールド・イーザ</p>
4	<p>共催機関</p> <p>(1) エコネイチャー彩みくに</p> <p>(2) 三国海上保安署</p> <p>(3) 三国町</p>
5	<p>開催内容及び機関</p> <p>(1) 開催セレモニー（三国海上保安署長及びエコネイチャー彩みくに会長挨拶）</p> <p>(2) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画入賞者の伝達式及び表彰式（三国海上保安署）</p> <p>(3) 「平成16年度第5回未来に残そう青い海」図画展示会（三国海上保安署）</p> <p>(4) 環境パネル展示会（三国海上保安署及びエコネイチャー彩みくに）</p> <p>(5) 環境保全に関するDVD放映（エコネイチャー彩みくに）</p> <p>(6) 環境クイズ（三国海上保安署）</p> <p>(7) うみまるとの記念撮影会（三国海上保安署）</p>
6	<p>スケジュール</p> <p>27日（土）午前11時00分からの開催セレモニーに始まり、同セレモニー終了後、前記5項目内容を随時終日まで開催する。</p> <p>なお、開催セレモニーは27日（土）のみ実施する。</p>
7	<p>事前準備作業</p> <p>(1) 26日（金）の作業</p> <p>午後7時頃から別添レイアウト<案>（会場で適宜変更）により、次の会場設営を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各セクションの配置場所を確認 ・パネルボードの組み立て及び同設置 ・各種環境パネル展示 ・図画の展示 など <p>(2) 27日（土）の作業</p> <p>午前8時頃から前日に引き続き会場設営実施。</p> <p>（27日の作業進行状況次第で作業開始時間の変更あり）</p>
8	<p>撤収作業</p> <p>開催終了日（28日）の午後3時頃をもって展示作品（図画、環境パネル）を除く、各種内容を終了する。</p> <p>展示作品については、翌日29日午前8時30分頃から各開催機関において、撤収作業にあたる。</p>

3.5.4 国土交通省中部地方整備局の取組

国土交通省では「平成 19 年度森と湖に親しむ旬間」行事の一環として「九頭竜川“水・交流サミット”」を開催した。このなかで九頭竜川を軸に、流域の連携・協働の促進や河川整備のあり方などについて、同川沿川の 5 市 1 町の首長による意見交換等を行い、今後、関係機関が協力して広域連携を進めて行くことが確認された。

3.5.5 九頭竜川流域での河川清掃活動の現状

九頭竜川流域の九頭竜川水系、足羽川水系、日野川水系では NGO/NPO 等民間団体による清掃活動が盛んに行われている。表 3.5-4 にインターネットを通じて把握できた清掃活動団体の一覧を示す。また、特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会在足羽川で実施している清掃活動の経過及び実績を表 3.5-5 に示す。

表 3.5-4 九頭竜川流域における清掃活動団体

<ul style="list-style-type: none">・ 特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会在での取組(九頭川水系九頭川・日野川・足羽川)(表 3.5-5)・ 日野川を清く美しくする会・ 竹田川をきれいにする会・ 荒川を美しくする会・・・九頭川水系荒川〔ドラゴンリバー交流会〕・ 狐川を美しくする会・・・足羽川水系狐川・ 志津川を守る会・・・九頭川水系志津川・日野川・天王川・ 治左川とトミヨを守る会・・・日野川水系浅水川支流治左〔ドラゴンリバー交流会〕・ 浄土寺川のホタルを守る会・・・九頭川水系浄土寺川・ 田島川水害予防組合・・・九頭川水系田島川・ 芳野川を美しくする会・・・九頭川水系芳野川・ 大連寺川を美しくする会・・・九頭川水系・ 天王川美化運動推進協議会・・・日野川水系天王川・ 日野川を愛する会 <p>(http://www.city.echizen.lg.jp/office/130/030/index_5/dantai/dantai_116.jsp)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 勝山青年会議所・・・九頭川水系 <p>(今後、追加予定)</p>

表 3.5-5 足羽川清掃の経過及び実績

回数	実施年月日	岸別	区間	参加人員	ゴミ
	平成 7. 9.24 11.12	左岸 左岸	木田橋～泉橋 泉橋～幸橋	51 42	
第 1 回	平成 8. 3.31 4.7	両岸	板垣橋～新明里橋 4km 下新橋～下流 600m	320	4t
第 2 回	平成 9.3.23	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	420	5t
第 3 回	平成 10.3.22	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	370	6t
第 4 回	平成 11.3.21 3.28	両岸 両岸	水越橋～大瀬橋 板垣橋～水越橋	50 300	4t
第 5 回	平成 12.3.18		降雪のため中止		
第 6 回	平成 13.3.18	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	620	4t
第 7 回	平成 14.3.17	両岸	板垣橋～大瀬橋 5.5km 下新橋～下流 600m	620	2t
平成 14 年 3 月 28 日 福井県知事より特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会の設立認証を受ける					
第 8 回	平成 15.3.16	左岸 右岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 板垣橋～大瀬橋 5.5km	572	2t
第 9 回	平成 16.3.14	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,240	2t 車 11 台 4t 車 15 台
第 10 回	平成 16.9.26	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,300	2t 車 13 台 4t 車 17 台
第 11 回	平成 17.3.27	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,613	4t 車 16 台
第 12 回	平成 18.3.19	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,227	4t 車 13 台
第 13 回	平成 19.3.18	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,214	2t 車 9 台 4t 車 10 台
第 14 回	平成 20.3.16	両岸	足羽大橋～大瀬橋 6km 下新橋～下流 600m	1,330	4t 車 11 台

3.6 福井県坂井市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

3.6.1 相互協力が可能な体制作りについて

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成 19 年 3 月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第 5 条第 1 項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第 5 条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第 40 条の 4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断

は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」(同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針)と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村(廃棄物担当部局)が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

これを受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を策定していくこととした。

今後は、この地域検討会をベースとして、関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の役割分担や、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理、発生源対策等の対策のあり方を議論、整理していくことが望ましい。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

図 3.6-1 は、現時点で想定される関係者間の役割分担の模式図であり、引き続き協議会等の場で議論をし、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが適当である。

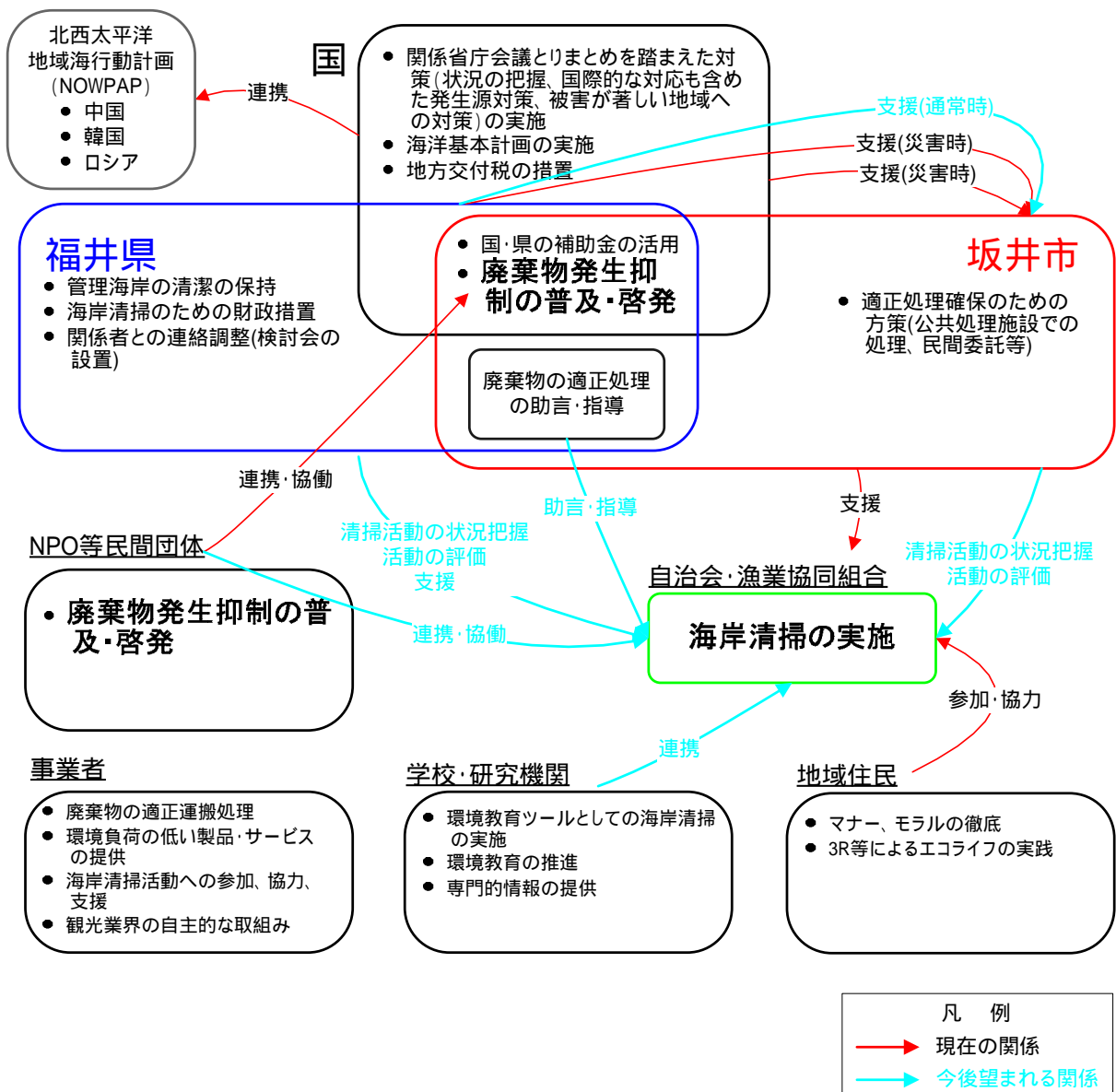


図 3.6-1 関係機関・団体の役割分担(案)

3.7 海岸清掃の体制のあり方の方向性

坂井市においては、既に、自治会・雄島漁業協同組合を中心とした地域住民等の努力により、漂着ゴミの回収が継続的に行われている。このような現状を踏まえ、県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される協議会等の場で、関係者の役割分担、具体的な海岸清掃計画、回収した漂着ゴミの処理ルート等を検討していくことが適当である。また、この場合においては、本モデル調査によって整理をした「効率的かつ効果的な漂着ゴミの回収・処理方法（モデルケース）」を参照していくことが望ましい。

以下に調査結果を踏まえ、国、福井県、坂井市、地域住民等として望まれる役割(案)を示す。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度が設立されている(「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」(国土交通省、農林水産省、水産庁)や「災害等廃棄物処理事業補助金」(環境省))。国の役割としては、災害等による大量の漂着ゴミについて、これらの補助金の交付により処理を支援することである。

また、対象地域は観光及び漁業が盛んな地域であり、常に清潔さを求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や外国製プラスチック容器など安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、関係の都道府県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。

< 福井県の役割 >

福井県が策定した環境基本計画においては「県民の手で守り育てる美しい福井の環境」を基本目標とし、全国に先駆けて取り組む施策として「きれいなまちづくりプロジェクト」を挙げている(表 3.7-1)。同プロジェクトに基づいて川や海の清掃活動を含む「きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全」に向けた活動を推進することが福井県の重要な役割となるであろう。

「管理海岸の清潔の保持」に関連し、本調査の結果から対象海岸の清潔の保持において地元の自治会・雄島漁業協同組合の清掃活動が重要な役割を果たしていることが示された。今後、県内海岸における同様の清掃活動の状況を把握し、これらの活動の社会的な意義を評価することが、同活動の継続・発展のために有効であり、それが海岸の清潔の保持に繋がるであろう。清掃活動の評価については、例えば、活動状況の広報誌への掲載及び廃棄物関連の表彰制度等を活用することが考えられる。

「海岸清掃のための財政措置」の一つとして福井県が行っている「海面環境保全事業」は、清掃活動に必要な船の借上げ費から回収したゴミの収集・運搬費及び処分費までに利用可能で、清掃活動に従事する漁業協同組合等にとって使いやすい予算となっている。事業によるゴミの回収量は福井県下に漂着するゴミの経年変化を把握するためのデータとしても活用できるため、今後とも事業を継続し、より正確にゴミの回収量を把握することが望まれる。また、福井県内の海岸には坂井市三国町と同様に、春先に最も多くのゴミが存在すると考えられるため、同事業が4月から実施可能であれば、さらに実効性の高い事業となる。そのために事業委託先の福井県漁業協同組合連合会と同事業の実施時期について

調整することは検討に値するであろう。この事業が 4 月に実施され、年間の処理困難物の多くが処分できれば、坂井市の負担軽減にも有効と思われる。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。福井県として、重労働となっている搬出作業を担う地域住民等への支援を含む、漂着ゴミの適正な処分に向けた取組が望まれている。

表 3.7-1 きれいなまちづくりプロジェクト

<p>第 60 回全国植樹祭を契機とした、花と緑にあふれるふるさとづくりを一層発展させるとともに、外来植物の駆除やきれいな山、里、海をつなぐ水資源を保全する活動を推進することにより、観光振興を通じた地域の活性化と環境美化活動の定着したきれいなまちづくりを推進します。</p> <p>(沿道や拠点の美観創造)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 観光地、駅、公園などの他、それらを結ぶ道や田んぼのあぜに花を植栽したり、清掃を行う地域住民などの団体を支援することにより、沿道や拠点の美観創造を推進します。 <p>(看板設置の見直し) (略)</p> <p>(外来植物等の駆除) (略)</p> <p>(きれいな山、里、海をつなぐ水資源の保全)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 豊かな山、里、海づくりを目指して、地域住民、事業所、行政が一体となって福井の川や海の清掃活動を実施します。・ 清掃活動できれいになった浜辺や河川敷の写真を表彰するコンテストを開催することにより、活動状況を P R し、活動の裾野を広げ、ごみのないきれいな川や海を保全する活動を推進します。

< 坂井市の役割 >

坂井市として市内の海岸清掃の活動状況を把握し、福井県の清掃活動の状況把握に協力する。また、長期間にわたり海岸清掃を行った団体または個人を廃棄物関連の国、県、市の表彰制度に推薦することで、団体または個人の活動の社会的な意義を評価する。表彰に関する参考事例として、沖縄県石垣市がボランティアによる清掃活動を支援するために実施しているポイントクリーニングという事業を表 3.7-2 に示す。

自治会等のボランティアが回収した漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、処理困難物以外は、今後も一般廃棄物として坂井市が処分を行うことが望まれる。回収された漂着ゴミを一般の生活ゴミと分けて収集・運搬することで、漂着したゴミ量の経年変化を把握することも可能であろう。処理困難物の収集・運搬及び処分に関しては、福井県との協議が必要であろう。また、国もしくは福井県が清掃事業として回収した漂着ゴミはのうち事業系一般廃棄物については坂井市が処分を行うことが望ましいが、その費用についても国、福井県との協議が必要であろう。

なお、坂井市からは漂着ゴミの収集・運搬及び処分は、福井県がその役割を担うべきであるという要望が挙がっている。

表 3.7-2 沖縄県石垣市のポイントクリーニング事業の概要

<p style="text-align: center;">石垣市ボランティア清掃の支援について</p> <p style="text-align: center;">(http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/120000/120400/Garbage/tai-fuu/typhoon.htm より)</p> <p>石垣市では、ボランティア清掃活動を支援するためにポイントクリーニングという事業を行い、その事業の対象範囲や支援の内容などを次のように定めている。</p> <p>1. 清掃場所の範囲 海岸、幹線道路、公園などの公共の場所。 拝所、御願、公民館など特定の管理者がいる場所や、家の回りは対象外とする。</p> <p>2. 支援の内容 ボランティア用ゴミ袋の提供 清掃用手袋の提供 ボランティア名入りのカンパンの設置（定期的に清掃している場合） ごみの回収（平日回収）</p> <p>3. 表彰など 長期間に渡り定期的に清掃を行った団体または個人の方は廃棄物関連の国、県の表彰制度に推薦する。また、定期的ではなく1度限りの団体でもその功労を称えるため市の広報に団体名を掲載する。</p> <p>4. 支援の依頼 生活環境課に用意してある申込書に清掃日時、団体名や氏名、清掃場所などを記入し申込む。申込時にごみ袋や手袋を受け取る。</p>

< 地域住民等の役割 >

坂井市三国町の梶、崎、安島、米ヶ脇自治会及び雄島漁業協同組合等が長年行ってきた清掃活動は、「海岸の清潔の保持」に重要な役割を果たしており、社会的にも大きな意義がある。これまでの自治会等の聞き取り調査から、今後の清掃活動についても十分に期待できるとされる。地域住民等が、清掃活動に自ら積極的に参加するとともに、活動を通して得られた体験や知見などを積極的に対外発信することで、漂着ゴミ問題の普及啓発及び環境保全・美化意識の向上に寄与していくことも期待される。

「廃棄物の適正処理」に関連し、調査範囲における急峻な海岸においては、回収した漂着ゴミを道路まで搬出することが大変困難な作業となっており、最終的な手段として浜焼きが行われている。地域住民等としては、回収した漂着ゴミの搬出方法について県や市と協議し、漂着ゴミの適正な処分にむけて協力することが望まれる。漂着ゴミを適正な処理ルートに乗せることで、より正確なゴミ量の把握も可能となるであろう。

なお、上記の4つの自治会からは清掃活動に対する支援の要望が挙げられているが、例えばゴミ袋の入手に関して、社団法人海と渚環境美化推進機構では、「海と渚の環境美化の支援」として全国各地の海浜等における漁業者や市民・ボランティアによる清掃活動を支援するため、清掃資材としてゴミ袋を配布している。このような事業からゴミ袋を入手することも検討に値するだろう。

上記の具体的な検討を通して、海岸清掃の体制を構築し、関係者の相互協力による継続的な海岸清掃活動を推進していくことが重要である。一方、災害等により突発的に押し寄せる漂着ゴミに対しては、国土交通省・農林水産省・水産庁の「災害関連緊急大規模漂着

流木等処理対策事業」や、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用する等、災害時や緊急時に対応できる体制を整備していくことが適当である。

3.8 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

本モデル調査の結果から、漂着ゴミの発生源については、韓国、中国等の海外由来のものが確認されているものの、主として日本由来（主として同一県内由来と考えられる）のゴミが多いと推測されている。このうち、ゴミの種類としては、食品、飲料、生活・レクリエーション系のゴミが大部分を占めるなど、市民の通常の生活から、不注意やポイ捨て等により発生したゴミが多い。漂流・漂着ゴミに関する他の調査結果などからも、国内由来の漂流・漂着ゴミは河川を通して漂着することが指摘されており、坂井市内も流れる福井県の主要河川である九頭竜川の流域をベースとした取組が重要である。

今般、九頭竜川流域を対象として「九頭竜川流域ごみ問題ワークショップ」を開催し、河川清掃団体、海岸清掃団体等がそれぞれの取組に対する相互理解を深めた。ワークショップでは、各所で行われている清掃活動を流域全体に広げるための方策やゴミの発生を減らすための取組・啓発活動の効果的な推進について議論し、今後の連携と協働及び継続的な活動の推進について確認した。連携及び活動の具体的な内容が引き続き議論され、実際の行動に移行されることが期待される。

福井県では、2008 年秋に策定した環境基本計画において、「一般廃棄物の 3 R 促進」の中で「ものを大切にするなど県民の意識啓発」を掲げている。また、「河川・海岸漂着ごみの発生抑制」として、「河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します」としている(表 3.8-1)。

今後は、福井県の検討会での議論を踏まえ、流域をベースとした発生抑制対策を進めるとともに、流域の住民に対するわかりやすい情報提供、ポイ捨て防止、家庭ゴミの適正な分別排出、3 R の推進等に関する啓発活動を進めていくことが重要である。

坂井市としては、発泡スチロール製の魚箱が飛散し、漂着ゴミとなることを防止するために、間伐材を活用した木製の魚箱の普及・推進を検討中である。

表 3.8-1 一般廃棄物の 3 R 促進

【ものを大切にするなど県民の意識啓発】

- ・ 県民一人ひとりが、「ものを大切にする」という意識を持ち実践する 3 R の推進を図るため、啓発イベントを開催します。3 R のなかでも、不要なものを購入したり、受け取ったりしないなど、県民が取り組みやすいものから実践するよう働きかけます。
- ・ 啓発メッセージを広く県民から募集することにより、3 R の課題についての県民の理解促進を図るとともに、そのメッセージを活用した広報を展開します。
(略)
- ・ 市町別のごみ処理の概要、「おいしいふくい食べきり運動」の取組み、民間で定期的に行われているフリーマーケットの開催情報や出店ノウハウなど 3 R に関する情報を、県のホームページで一元的に提供します。

【河川・海岸漂着ごみの発生抑制】

- ・ 平成 19 年度から環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が坂井市の海岸で実施されており、その調査状況や処理方法を県民に公表し、情報を共有化します。
- ・ 河川の流域および海岸沿いの住民や環境保全団体が、行政と共働して、漂流・漂着ごみとなりうる廃棄物全体の発生抑制や環境美化に向けた取組みを進めるため、国のモデル調査を踏まえて県の検討会を開催します。

海外由来のゴミに関しては、県や市町村による取組には限界があり、国による率先的な取組が不可欠である。国は、関係国との政策対話や、国際枠組みの下での協力等を通して、関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築を引き続き進めていくことが重要である(詳しくは 3.5.1 国の取組(国際的な対応も含めた発生源対策)を参照)。

4. 三重県

4.1 奈佐の浜における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

4.1.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

4.1.2 状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等をもとに、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまでも国及び各種団体が、実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その状況の把握に努めてきたところであるが、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も、常に知見を収集することとしている。

4.1.3 国際的な対応も含めた発生源対策

これについては「3.5.1 国の取組(国際的な対応も含めた発生源対策)」で整理した。

4.1.4 被害が著しい地域への対策

(1) 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したものの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したものの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成19年度に災害廃棄物処理事業費補助金(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は150立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を

通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして環境保全プロジェクト（漂流・漂着ゴミに関する活動等）に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

(2) 調査

環境省は、平成19年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなど危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む、排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

(3) 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金（競争的資金）を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

4.2 三重県の取組

奈佐の浜を含む三重県内において、漂流・漂着ゴミの関連事業等について三重県が取りまとめたものを表4.2-1に示した。これらは、三重県の予算として確保されている事業で、政策部や環境森林部など9室と伊勢県民センターの合計10の部局において10の事業に対して予算措置されている。このように多くの部局が関与するため、各事業が実施される内容も多岐にわたり、河川、湖、海岸に加えて農地内の薫対策等にまで取組みの目が向けられている。

これらの三重県での取組の中で、環境森林部 環境森林総務室が実施する【流木・ごみ等対策推進会議】(表4.2-2)は、本調査の内容と最も近い内容の事業と言える。この事業は、平成18年に海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進める目的で設置された(表4.2-2)ものである。このため、この推進会議では、発生抑制部会と処理対策部会で構成されている。

また、本調査の三重県の窓口となっただいている環境森林部 水質改善室では、今年度(平成20年度)より開始された『伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦』(表4.2-3)

が実施されることとなった。この活動は、森から川を通して海までの河川流域において活動されている NPO/NGO 等の活動を連携し、それぞれの活動を流域全体の取り組みとして実施できる「きっかけ」の一助となることを目的としている。この活動は、森・川・海のごみを回収している NGO/NPO 等の「回収・処理」のへの取組であるが、これを行うことで各 NGO/NPO 等のごみに関する視野を広げる啓発活動にもつながることも期待されている。この啓発活動を実施することで現状では「回収・処理」として位置づけが、将来的には「発生抑制」の効果があることも目的のひとつであろう。

以上のように三重県は、漂流・漂着ごみならびに流木に関して事業としての予算の確保とともに新たな事業の立ち上げも実施されている。これらの事業を今後も継続的に実施し、必要に応じて新たな事業の立ち上げをすることで、少なくとも三重県内から伊勢湾に入り込むごみの量が将来的に減少することが期待される。その次のステップは、伊勢湾流域全体のごみの発生を抑制が考えられ、これは「伊勢湾再生推進会議」のような場での啓発活動への協力をお願いすることも一つの手法と思われる。

表 4.2-1 (1) 三重県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組（平成 20 年度）

部室名	事業名	事業費:千円	事業の概要
政策部 地域づくり支援 室	流木災害対策助成 (宮川流域ルネッサン ス協議会事業)	200	流木緊急清掃活動を実施する地域ボランティア団体や漁業協同組合等に対し、その経費の一部を助成する。 【対象事業主体】 宮川流域関係 7 市町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町、大紀町、度会町）内及び鳥羽市（宮川から流木等が散乱し、漂流したと確認できる地域）で活動する地域ボランティア団体等
環境森林部 環境森林総務室	流木・ごみ等対策推進 会議幹事会の開催	0	海岸、河川、港湾、漁港及び海域に漂流・漂着する流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類の発生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、県庁内関係部室をメンバーとした「流木・ごみ等対策推進会議」を設置している。 2 回程度開催を予定 第 1 回：平成 20 年 7 月上旬 ・鳥羽市桃取町（答志島）で環境省が実施する「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」の進捗状況等について（予定）
環境森林部 水質改善室	伊勢湾行動計画推進事 業	2,893	伊勢湾再生推進会議で策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、多様な主体との連携による調査研究や普及啓発等に取り組む。（「伊勢湾再生行動計画」に「浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策」が位置づけられている。） ・「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」に参画 伊勢湾再生推進会議へ情報提供 ・「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施 ・「伊勢湾再生推進検討会」の開催 ・環境保全活動団体交流会の開催
環境森林部 森林保全室	山地災害対策関連事業 (県単)	10,377 の一部	治山ダム等に堆積した流木や土砂を除去することで、既存治山施設の機能を強化し山地災害の未然防止を図る。（箇所未定）
	県単造林事業	16,834 の一部	間伐材を搬出し、木材として使用することで再生可能な資源の有効利用、CO2 固定を進めるとともに、林内に放置される間伐材を減らすことにより、流木ゴミの発生を予防する。

表 4.2 1 (2) 三重県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組（平成 20 年度）

部室名	事業名	事業費:千円	事業の概要
農水商工部 担い手室	農業経営体育成普及事業	68,760 の一部	水田の土づくり及び稲わらの河川等への流出防止を図るため、水稲収穫後の早期に土中へすき込みを行うよう農業者や関係団体への指導を行う。 ・普及指導活動の機会を通じて、関係者に対して適正処理を指導（各機関に対する指導の徹底として）。 ・普及センター作物担当者会議において、関係者に対して指導を依頼。
農水商工部 農業基盤室	県単耕地施設管理事業 海岸維持修繕費	3,000	洪水、台風等による海岸機能、環境、景観に著しい影響がある漂着流木・ゴミ等を除去するため、その処理に係る費用を支援する。
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	発生後予 算化	洪水、台風等により海岸に漂着した大規模な流木・ゴミ等が堆積し、海岸保全施設の機能を阻害している場合、補助対象となる採択条件を満たしていれば、国庫補助により緊急的に流木・ゴミ等の処理を実施する。
農水商工部 水産基盤室	漁港関係公共土木施設 災害復旧事業	発生後予 算化	大雨による洪水等により流出した流木等で漁港泊地が埋塞し、維持上又は公益上特に復旧が必要とされる場合に必要な条件を満たしていれば、国庫補助によりその復旧を行う。
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	発生後予 算化	洪水、台風等により海岸に大規模な流木等及び漂着ゴミが堆積し、海岸保全施設の機能を阻害している場合、補助対策となる採択条件を満たしていれば、国庫補助により緊急的に流木・ゴミ等の処理を実施する。
県土整備部 維持管理室	河川・海岸美化ボランティア活動推進事業	6,530	地域住民が自主的に行う河川・海岸の草刈、清掃等の活動を支援する。
	家電リサイクル法施行	790	河川区域内等に不法投棄された冷蔵庫・エアコン等の処理費。

表 4.2 1 (3) 三重県における漂流・漂着ゴミ対策に関する取組（平成 20 年度）

部室名	事業名	事業費:千円	事業の概要
企業庁 電気事業室	奥伊勢湖環境保全対策事業	5,000	宮川の優れた自然景観を保護して地域住民の安らぎの場とするため、宮川ダム下流部から三瀬谷ダム上流部間の河川の流木、ゴミ等の除去その他該当部分の河川環境保全を図る。 ・この事業は、大台町と企業庁が奥伊勢湖環境保全対策協議会を組織し、奥伊勢湖の豊かな自然環境を守るため、湖に流れ込むゴミの除去及び清掃に努めて、河川環境の保全ならびに、地域住民のやすらぎの場となるきれいな湖を確保する事業で運営費用として関係事業で負担している。
	三瀬谷ダム流木等除去	13,335	上流から流出される流木等をダムによりブロックし、蓄積された流木等を環境保全等のために除去する。
伊勢県民センター	「伊勢志摩地域流木・漂着ゴミ等対策検討会議」	0	平成19年度及び20年度に実施の漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査結果を参考としながら、発生源対策を検討していくとともに、漂流・漂着ごみ処理に係る県関係機関の情報共有等を行っていく。

表 4.2-2(1) 三重県における流木・ごみ等対策推進会議設置要領

流木・ごみ等対策推進会議設置要領

(平成20年8月29日改正)

1 目的

海岸、河川、港湾、漁港及び海域(以下「海岸等」という。)に漂流・漂着する流木、草木、プラスチック容器、ビニールごみ類(以下「流木・ごみ等」という。)の発生抑制及び除去等に係る効果的な対策を進めるため、流木・ごみ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 業務

(1) 推進会議は、次の事項について検討、調査する。

ア 流木・ごみ等の発生抑制対策に関すること。

イ 海岸等に漂流・漂着した流木・ごみ等の除去対策に関すること。

ウ 流木・ごみ等に関する総合的施策及び広域連携の推進に関すること。

エ 流木・ごみ等に係る情報の収集等に関すること。

(2) 推進会議は、前項の業務を行うにあたっては、関係県・市町との連携、情報交換を図るものとする。

3 構成

(1) 推進会議は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)で構成する。

(2) 推進会議は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員長

(1) 推進会議に、委員長を置く。

(2) 委員長は、環境森林部総括室長(経営企画分野)とする。

5 会議

(1) 推進会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、あらかじめ推進会議の議長の職務を代理する者を指名できる。

6 幹事会

(1) 推進会議の業務を円滑に推進するため、幹事会を置く。

(2) 幹事会は、別表2に掲げる者で構成する。

(3) 幹事会に、幹事長を置く。

(4) 幹事長は、環境森林部環境森林総務室長とする。

表 4.2-2 (2) 三重県における流木・ごみ等対策推進会議設置要領

7 部 会

- (1) 推進会議の業務を的確に推進するため、部会を置く。
- (2) 部会は、別表 3 に掲げる者で構成する。
- (3) 部会の事務分掌は、次のとおりとする。
 - ア 発生抑制部会 流木・ごみ等の発生抑制の対策に関すること。
 - イ 処理対策部会 海岸等に漂着した流木・ごみ等の適正な処理対策に関すること。
- (4) 推進会議は、必要に応じて部会を新たに設置することができる。
- (5) 部会に、部会長を置く。
- (6) 部会長は、部会に属する室長とする。

8 事務局

- (1) 推進会議及び幹事会の事務局は、環境森林部環境森林総務室に置く。
- (2) 部会の事務局は、部会長が属する室に置く。

9 雑 則

この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 9 月 13 日から施行する。
- 2 河川と海の流木等ゴミ対策連絡調整会議（平成 10 年 11 月 24 日発足）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 8 月 29 日から施行する。

表 4.2-2 (3) 三重県における流木・ごみ等対策推進会議設置要領

別表 1 (推進会議委員)

所 属	構 成 員
政策部	政策企画分野総括室長、地域支援分野総括室長
環境森林部	経営企画分野総括室長、循環型社会構築分野総括室長、 地球環境・生活環境分野総括室長、森林・林業分野総括室長
農水商工部	担い手・基盤整備分野総括室長、農産振興分野総括室長、水産振興分野総括室長
県土整備部	公共事業総合政策分野総括室長、流域整備分野総括室長
企業庁	事業分野総括室長

(1 2 分野)

別表 2 (推進会議幹事)

所 属	構 成 員
政策部	企画室長、分権・広域連携特命監、地域づくり支援室長
環境森林部	環境森林総務室長、ごみゼロ推進室長、地球温暖化対策室長、水質改善室長、森林保全室長
農水商工部	担い手室長、農業基盤室長、農畜産室長、水産資源室長、水産基盤室長
県土整備部	維持管理室長、河川・砂防室長、港湾・海岸室長
企業庁	電気事業室長

(1 6 室)

別表 3 (部会)

部会名	構 成 員
発生抑制部会 (5 室)	森林保全室長 ごみゼロ推進室長、担い手室長、農畜産室長、河川・砂防室長
処理対策部会 (9 室)	維持管理室長 ごみゼロ推進室長、地球温暖化対策室長、農業基盤室長、水産資源室長、 水産基盤室長、河川・砂防室長、港湾・海岸室長、電気事業室長

: 部会長

表 4.2-3 三重県における「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」実施概要

平成20年度「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」実施概要

三重県環境森林部水質改善室

1. 背景

伊勢湾は、生活・文化や産業活動など多くの面で私たちと深い関わりを持ち、その存在自体がかけがえのない資源・資産でもあります。しかしながら、一方で、水質汚濁や漂流・漂着ゴミ問題など多くの課題も抱えています。

このような中、伊勢湾再生の保全・再生に向けて、平成18年2月に国と三県一市等で組織する「伊勢湾再生推進会議」を設立し、平成19年3月には、「伊勢湾再生行動計画」を策定しました。

この「伊勢湾再生行動計画」では、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する。」をスローガンに、「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」を目標とし、課題の一つとして流木・漂着ゴミ対策も位置づけているところです。

この目標を達成するためには、沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携して、森から海まで流域全体で取り組んでいくことが重要です。

また、平成19年度から、環境省の「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」が鳥羽市答志島をモデル地域として実施されており、計6回のクリーンアップ調査、フォローアップ調査や漂流経路把握調査等を行い、効率的・効果的な清掃運搬処理の手法や効果的な発生源対策などについての検討を進めているところです。

2. 目的

伊勢湾流域では、ボランティアの皆さん、企業、市町等の参加により、森林、河川、海岸、地域等で、日々さまざまな清掃活動が行われているところです。

それぞれの活動が、森から川、海へのつながりを意識し、互いに連携した活動となることが重要です。

このため、伊勢湾再生に向けて、広域的な交流の促進、情報の共有化を目指し、共通のキャッチフレーズのもと、森林、河川、海岸、地域が一体となって清掃活動を実施することを目的とします。

また、参加団体の交流会等を開催し、このような取組が、今後も継続的に行われるような仕組みづくりについての検討を行います。

3. 内容

平成20年6月末頃から7月中（6月 - 環境月間、7月 - 海の月間、河川愛護月間）に、各地の森林、河川、海岸、地域等で実施される清掃活動について、実施主体、実施内容、実施場所等の情報を収集・整理し、「伊勢湾再生に向けた取組」として多くの皆さんに参加いただけるよう、ホームページや資料提供等により、広く情報の提供、周知を図ります。

また、活動後には、参加団体の実績（参加人数、実施場所、ごみの量等）を把握し、成果や課題等について、情報共有や意見交換できる場を設定し、継続した取組につなげていきます。

4.3 鳥羽市の取組

鳥羽市は、奈佐の浜を利用している地元漁業者が最も問題視している流木の大量漂着への備えとして、平成 19 年度に、奈佐の浜に重機の搬入のための進入路の拡幅工事を実施した。

一般市民を対象とした発生抑制に係る啓発活動としては、「きれいにし隊」清掃ボランティア支援事業を実施している。この事業は、鳥羽市の指定ゴミ袋の支給と一般廃棄物処理手数料の免除等の市の支援のもと実施されているものであり、参加者へのゴミの発生抑制に対する意識向上に資することを目的としている。また、毎年夏に「海の大清掃」を企画し、鳥羽港、佐田浜港、中之郷港、安久志海岸の陸上を中心に清掃作業を実施している。また、鳥羽市では、奈佐の浜の調査にも参加いただいた、きれいな伊勢志摩づくり連絡会議と連携し「水辺ごみ実態調査」を毎年 9 月ごろに実施している。

ボランティアや NPO/NGO の海岸清掃により回収されたゴミについては、鳥羽市が引き取り処分しており、この処分費用については全て鳥羽市の負担になっているのが現状である。

本調査の中で、鳥羽市答志島中学校の生徒を対象に実施した環境教育プログラムを実施したが、このプログラムの実施にあたり関係各所への連絡・手配について鳥羽市に協力いただいた。この子供たちを対象とした環境教育は、啓発活動の位置づけとして実施しており、漂着ゴミの回収のような即効性のある海岸の美化ではないが、将来的に成果が見込めるものとして有効な手段であると思われる。

4.4 その他の取組

4.4.1 国土交通省・三重河川国道事務所の取組について

国土交通省 三重河川国道事務所の取組について、図 4.4-1 に示した。この取り組みは、平成 13 年より、地域の方々の協力により進めている河川・海岸清掃活動「川と海のクリーン大作戦」について示している。昨年の活動では、4 水系(鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川)で総勢 4,000 名を超える方が参加しており、継続的な活動の一つとなっている。

活動内容としては、何らかの理由により河川に入り込んだゴミを回収するものであるが、同時に参加者にとっては、ゴミの排出(ポイ捨て)について感心を持つ機会でもあり、啓発活動として発生抑制としての効果も期待されている。

4.4.2 中部地方整備局港湾空港部の取組について

伊勢湾の海域清掃については、中部地方整備局港湾空港部が回収船「白龍」で実施している。これは伊勢湾全域を対象にして、要請があればどこにでも行ける態勢をとっている。本年 9 月に発生したゲリラ豪雨によって、四日市港内に大量のごみや流木が流れ込んだ。四日市港湾管理組合の応援要請により、四日市港のごみの回収を行ったところ、約 80m³のごみと 60 本の流木を回収した。なお、より船速の早い新造船が平成 21 年度に完成する予定である。